

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序はお手元配付のとおりです。

2番、繁田議員の質問を許します。繁田議員。

○2番（繁田拓治君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。2点、お願いします。

まず、1点目です。松くい虫防除の消毒についてお尋ねいたします。

煙ヶ浜松林の松くい虫防除の消毒については、昭和43年より薬剤散布を年2回実施しており、昭和53年からは年3回の散布を実施してきています。この間、昭和49年から平成8年までの23年間空中散布を実施しております。

空中散布は周りの民家等へも飛散し、悪影響を及ぼすため、平成9年より地上散布を行い、現在に至っています。樹幹注入については、昭和57年から昭和61年の間と、平成10年から現在に至っております。これは、公共施設周辺や墓地周辺、十分に散布できない箇所にある松を選定し、行っています。

平成元年からは、枯れた松の伐倒駆除を行っております。この被害本数については、昭和43年からのデータを見てみますと、190本ぐらいであったのが、昭和56年には1,700本ほどに増加しており、その年をピークに、昭和63年には100本余りに減少しております。

平成に入り増加に転じ、平成10年には1,233本にまで増加、その後増減はあるが、昨年平成26年には156本に減少してきています。

薬剤については、スミパイン乳剤を使用しており、松くい虫防除をはじめとする森林害虫防除用の薬剤として、最も一般的に使用されているようであります。

そのような状況を踏まえ、質問をします。

まず1つ目、薬剤はスミパイン乳剤（スミチオン系）を使用しているが、散布濃度、残効期間、残留農薬の期間は。

2つ目、年3回行っていますが、その効果をどのように捉えているか。

3つ目、薬剤散布を行う上での課題は何か。

4つ目、今後も地上散布を続け、この薬剤を使用する計画ですか。

以上、4点お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。繁田議員の煙ヶ浜松林の松くい虫防除消毒についてというご質問で、1点目でございます。

薬剤はスミパイン乳剤を使用しているが、散布濃度、残効期間、残留農薬の期間はにつ

いてお答えいたします。

当町では、長年実施してきている松くい虫防除薬剤地上散布につきましては、煙樹ヶ浜の松林が保安林ということもあって、和歌山県より手厚い補助を受けて行っているものであり、使用する薬剤やその濃度、回数についても、当然のことながら県の実施基準に則して実施してきている状況でございます。

1点目のご質問である使用薬剤スミパイン乳剤につきましては、その濃度、残効期間等をご説明いたします。

スミパイン乳剤については、地上散布用として登録されている農薬であり、その登録内容において、濃度いわゆる希釈倍数が150から200倍と定められているところであり、当町では180倍に希釈し、1ha当たり1,200l散布してございます。

使用時期、また使用回数も同様に登録事項でございまして、マツノマダラカミキリの成虫の発生初期及び発生最盛期直前に使用し、回数も6回以内と定められてございます。

残効期間に関しましては、薬剤製造メーカーがまとめている資料によりますと、散布の8週間後においても死中率100%という試験結果が掲載されており、有効成分であるフェニトロチオンにつきましても、光、また熱により速やかに分解されるため、自然環境に影響は少ないが、一方、樹皮内にはよく浸透し、樹皮下では虫に対する効力が長く持続すると記述されてございます。

2点目の、年3回行っているがその効果でございますが、平成9年度以降、現行と同じ方式である地上散布のみによる年3回の薬剤散布を行ってきているところでございますが、散布実施日につきましても、和歌山県林業試験場から毎年指示がございました。

松くい虫の防除においては、適期の予防散布と徹底した駆除が大きな柱となっており、当町におきましては、前者が薬剤地上散布、後者が枯れ松の伐採と林内からの搬出、破砕・焼却処理で、この2つの方法を毎年繰り返し実施することで、被害木をゼロに近づけることができると考えております。

近年、被害木については減少傾向にあり、昨年度においては、直径10cm以上の被害木が156本にまで減ってきているところであり、本年度は現時点で46本、前年同時期と比較して32本の減少と、年3回の地上散布と特別伐倒駆除の効果が出てきているものと解釈しているところでございますが、これが自然界における一時的なものかどうか、施策の成果なのか、いましばらくはその推移を見ていきたいと思っております。

3点目、薬剤散布を行う上での課題は何かというご質問ですが、薬剤散布を行う上での課題といたしましては、何よりも、人への被害、物への被害、これを起こさないということに尽きます。

煙樹ヶ浜の松林は人家と隣り合わせであり、人々はこの松林とともに日々生活していることから、町内放送や広報みはまによる事前周知に始まり、警備員や監督員を動員しての歩行者や通行車両への配慮、薬剤が付着した車両への洗車、風による林外への飛散防止・抑制、小学校プールにおける散布直後の水質検査など、人や物に対しては常に細心の注意

を払って、実施に努めてございます。

また、昭和の時代より薬剤散布を継続して実施してきているところではありますが、幸いにも健康被害の訴えは聞いてはございません。これからも、万全の体制をもって薬剤地上散布を行ってまいります。

4点目の、今後も地上散布を続け、この薬剤を使用する計画かにお答えいたします。

生物学的には、松は陽樹であり、先駆的な樹種であるので、森林の形成過程においては、自然の植生遷移においては、やがて陰樹である広葉樹に取ってかわられるものとされていますので、煙樹ヶ浜の松林におきましても、クスノキといった広葉樹に被圧され、樹勢が低下し、枯れていった松があることも推測できます。

一方で、平成23年11月、煙樹ヶ浜キャンプ場周辺の松林で開催された日本緑化センター主催の松保護士の研修会におきまして、現場の枯れ松3本の木から、多くのマツノマダラカミキリの幼虫が発見されていることからすると、やはり枯れ松の要因であるマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリが、林内には多く存在しているものと認識します。

樹木が大きく成長するには長い年月を要するものでありますが、マツノザイセンチュウによって、わずか数カ月で枯れてしまうのも現実でございます。

先人の方々が守ってきたこの潮害防備と保健休養機能を持つ煙樹ヶ浜松林を後世に引き継ぐため、引き続き薬剤地上散布を実施していく考えでございます。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） それでは、再質問に入らせていただきます。

質問回数3回ということで、あと2回になるわけですがけれども、その2回の中で、何点か、1点目、2点目と言わせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、この松くい虫の薬剤地上散布の委託業務につきましては、県の実施基準に則って行われておるということであります。これ、事業費等を見ますと、21,718千円かかっている、そのうち県の補助が16,765千円であると。実質、町の持ち出しが4,953千円になるわけですが、非常に補助率が高いので、いいなと思います。

それで、このスミパイン乳剤というんですが、私ら素人ですけれども、スミチオン系の農薬であろうと思われま。普通、スミチオン系の農薬を散布する場合には、大体1,000倍とか、1,500倍とか、そういったようなもので使うと思うのですが、これ松林の場合、180倍で使っておるということであります。例えば、農家でそのような倍率の消毒薬を使用すると、出荷できなくなると思います。そのぐらいきつい農薬ではなかろうかと思えます。それで、付近にも民家もありますし、その民家のそばで家庭農園等でナスビやキュウリつくっておられる方もおられると思えます。当然、そういったものにかかって、消毒する世話ないというようなことも言われる方もおりますけれども、町としては、健康寿命を延ばすためにいろんな取り組みを行っていますが、実際、人体に対しての悪影響について健康被害の訴えは聞いたことがないといいますが、この点についてどの程度認識さ

れておるのか。これ、1つ。

それから、浜ノ瀬から和田地区に、本ノ脇周辺で、以前はミツバチを養蜂されておったそうですが、この消毒が始まって全滅すると聞いております。それで、私もミツバチをもらって試してみたんですが、1回目は、5月の消毒ですね。1回目は、辛うじて半分ぐらい死んだかな、巣の周りでいっぱい落ちていました。6月の2回目の消毒で、その後、ほぼ全滅しました。私の家は西山の麓に、和田西中ですから、西山のほん麓にあるわけです。そやから、山へミツバチ、蜜をとりにいくんだろうと思っておって、大丈夫かなと思っておったんですが、松林まで500mぐらいですか、直線にしたら、しかごぎいませんで、そういったことで全滅したんだと思います。

そして、そういったところの蜜を人間が食うわけですから、いうことは危険性もあるんじゃないかろうかと。それで、このミツバチ、一時的に避難させたらええというのをよく聞くんですが、この巣箱を一時的にちょっと離れたところへ避難するとすると、どれぐらいの期間避難させれば安全と言えるのか。今の回答でありますと、残効期間、効力の発する期間、薬剤の、これ散布後8週間後も死中率100%と、こうなっておるんですね。8週間といたら、2カ月ぐらいですわね。それぐらいの間、飛散してきたらカミキリムシが死ぬということだろうと。その後も、また雨の具合にもよりますが、残留農薬というんかな、人体に及ぼす危険性のある残留農薬、そういう期間というのは大体どんなものかなと、お尋ねします。これ、2つ目。

それで、3つ目ですが、松林を守るために駆除は必要であり、効果が上がっているのは十分理解できます。よくわかりますが、住民が健康に懸念を感じておられる方がいる以上、現在行っている濃度の高い消毒薬の噴霧については、ちょっと県のほうも相談しながら、考えていかんなんのと違うかなと感じます。それで、町の長期計画で述べておりますように、町民の安心・安全というような観点からすると、消毒の効果はあるのはわかりますけれども、健康被害について考えてみる必要があるんじゃないかと感じます。これ、3つ目。

あと、1つですが、この消毒薬、車にかかると、塗装が放っておいたら剥がれてきます。ある人が、散布後、朝ちょっと市場とかへ、あんな仕入れに行っている方ですけども、松林の中通ったらしいんですわ。それで、ちょっと風かなんか、薬剤まだ乾き切ってなかったんでしょう。落ちたんでしょうね。ボンネットとか、その屋根とか、車の、見てみました、後で見たら、こう紋々になって、やけどをして皮むけたように塗装が剥がれておりました。この人は、自分が勝手に通ってんから仕方ないよというて笑っておりましたけれども、それぐらいきついかなと思っております。

もう一人、ある人、これ大工さんですけども、ほんで、まあ、きっちり調べたわけでも、定かではないんですが、この消毒薬を使用し出してから、シロアリが物すごい増えたと。大工さんですが、そういうのを見ておるんだと思いますけれども。なぜなというと、このシロア리를食べるアリがなくなったというんです。このアリは、シロアリの天敵だそ

うですけれども。松林に行くと、ちょっと大き目のアリが、昔は、私ら子どものころに行ったんですが、たくさんありました。それが激減した。アリだけではなく、有害虫もなくなっていい面もたくさんあるんですが、こういうこともあると。

それから、松林の中やその付近に、民家や学校等、そういう教育施設等もあります。そして、今の答弁でも、散布後、学校のプールの水質検査を行っていると書いてくれております。これ、考えてみますと、プールの水質検査、180倍で噴霧するんですね、できるだけ飛ばないようにしていると思いますが。飛んだとしても、180倍でやったら、それを直撃されたら何ですけれども、プールには、水、あれ何十tと入っておると思うんですわ。そこへ落ちたやつの水質検査したって、がいな薄まって、効果ないんじゃないかなと。まだ、周りのふち、子どもら、よう座ったり何やかんやしてますけれども、そこへ、こういうところへ付着したものを調べてみるしか、効果があるんじゃないかなと、そんなにして考えるわけです。

そういったことから、この消毒薬の散布ですが、いろんな方法もまた考えていかなければいけないんじゃないかと。今の進んだ時代でありますから、例えば根から吸い上げるようなものとか、何かこうええ方法がないかなと、そういったことも感じるわけでありまして。これ、4つ目。

以上、まずよろしく申し上げます。

○町長（森下誠史君） 繁田議員の再質問ということで、お答えしたいと思っております。

まず、全体的なことなんですけれども、基本的に、この松くい虫防除、現在は地上散布ということでおるんですけれども、基本的には、私たちの後世に、先人が築き上げてきたこの松林を後世にきちっとバトンタッチをしていくというような形の中で、この松くい虫防除事業は、私は、進めてきてございます。その中で言えば、この健康被害等々というような形のご質問もあったかと思っておりますけれども、あくまでもこれに関しましても基準値内ということで、私は、認識もしてございます。松と、そして人、そして地域というような形の中で、みんなが喜んでいただける地上散布松くい虫防除事業をしていきたいなど、このように思っております。健康被害ということでは、現時点では、私自身は聞き及んではございません。

そして、ミツバチ等々というような形のご質問もあったかと思っておりますけれども、事前なんですけれども、例えば池のコイ等々につきましても、ビニールをかぶせてください、そして車に関しても、できるだけ薬剤がかからないような形でよろしく申し上げますということで、広報等々もさせていただいております。ただ、やはりお忙しいとか、そういった形の中で、職員を含めた中で早朝より暗い中から車に対してのビニールシートをかぶせたり、そういった形もしておるのが現状というの、繁田議員もご存じだと思います。そういった形の中で、ミツバチに関しましても、先ほどちょっとご答弁もさせていただきましたが、やはり松林が入ってくるということで言えば、マツノマダラカミキリと同様で、やはりそれは危険ではなかろうかなと、私は思います。ただ、おっしゃった残効期間とい

うか、一応ですけれども、薬剤製造メーカーによりますと、8週間後でも死中率というような形しか、私自身の手元にはございません。もう少し詳しいことは、後ほど担当課長のほうからご答弁もさせて、フォローをしていただくような形になろうかと思えます。

そして、車の塗装云々というような形のお話もございました。これに関しましても、警備員とか、また監督員というような形の中で、道路沿いにも配備もさせていただいてございまして、またそこで薬剤がかかったときでございしますが、こちらのほうでも、洗車ということで、応急的な洗車ということもご用意させていただいております、即座にそこで洗車というような形でしておるのが現実でございしますが、繁田議員がおっしゃったとおり、その辺が、ドライバーの方がそのまま走っていかれるというケースだったかと思うんですけども、そういったケースはなかなかこちらのほうでも把握はしにくいのが現実だと、私は、認識してございます。

そして、シロアリが増えたとか、そしてプールの水というような形、ご質問もございました。これに関しましても、少しでも、やはりプールということもわからない中で、今おっしゃったとおり、プールには水量が何tもあるやないかというご質問であったかと思えますけれども、何せ、小学校というような形のプールでございまして、もし、いろんな形で人体等々に被害があればという形の中で、少しでも気付くことについて、こちらのほうで細心の注意を払いながらやっておるのが現実でございまして、また逆に、繁田議員のほうで、こういったところはどうですかというような形で、またご忠告というんですか、ご忠言というか、いただけたらなと思えます。

そして、健康被害というご質問があったかと思えますけれども、私どもというか、美浜町のほうでございしますが、現時点で言えば、そういった健康被害というお声は聞いていないのが現実でございしますが、改めてまた担当課とも協議して、よしんばそういったケースがあるとしたら、またそれに関しましたらば、町のほうから、県というような形の中で、協議もしていきたいなど、かように思います。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 補足で説明させていただきます。何点かございますけれども、全部することはご容赦願います。

まず、このスミチオンなんですけれども、農林水産省のほうで登録されている農薬でございまして、その使用目的、それから希釈倍率等々が制限されてございます。登録内容におきますと、地上散布においては150倍から200倍の希釈ですること、それから使用時期については発生の初期もしくは初期及び発生の最盛期に使用すること等々、細かく定められているところでございまして、町といたしましては、当然、県の基準に則ってやっているわけでございますけれども、その登録内容の範囲内で180倍ということを設定させていただきまして、散布してきている次第でございまして、

それで、このスミパイン乳剤につきましては、一般的に人畜に対する安全性が高いということ、それから有効成分であるフェニトロチオンという成分ですけれども、光によって

すぐに分解されやすい、しかし樹皮内にはよく浸透して長い残効が維持できるという性質を持ってございます。また、動物や魚類の体内に取り込まれても、急速に代謝、分解されて排泄されるため、これらに影響が少ないものということで採用してきているというところでございます。

まず、プールですけれども、プールの水質検査におきましては、散布直後に検査業者さんのほうで採取いたしまして検査しているところでございまして、このフェニトロチオンというものは検出されてございません。また、小学校さんからの申し出によりまして、第3回目の散布におきましては、もう既にプール清掃が終わって水を張っている状態でございますので、風の影響を考慮して、プールの周辺のある一定の部分については散布をしていない状況でございまして、子どもたちへの細心の配慮をさせていただいているところでございます。

続きまして、車への対策ということでございます。当然、業者さんのほうで雇い上げているガードマン、それから町職員の監督員によりまして、その場その場で対処させていただいているところでございます。万が一かかった場合には、すぐに洗車のほうの人員によって、入念に車を水洗いさせていただいている状況でございます。しかしながら、ご指摘のように、そういう事例があったということは事実であろうと思っておりますので、次回の散布からは、より一層、車への配慮について徹底指導して施行に努めたいと考えていきます。

続きまして、ミツバチへの影響でございます。散布に当たっては、広報みはまに対しまして、啓発のチラシを折り込みさせていただいているところでございます。その中においても、ミツバチに対しましては、十分注意してください、かからないようにしてくださいという文面、一文を入れているところでございます。特に、ミツバチに対しましては、薬の影響が大きいということから、某薬剤メーカーさんの資料によりまして、安全日数として7日間というような記述も見受けられるところでございます。しかしながら、当町の場合におきましては、第1回目の散布に始まりまして3週間のサイクルで3回行っておりますので、3回目の散布後1週間以上はということになりますと、それ相応の日数は、安全なところへ避難させていただけたらと考えているところでございます。

続きまして、健康、人体の健康被害でございます。当然のことながら、農薬でございますので、ある一定以上を直接飲むとかいう、かかるといった場合には、当然、被害が出るものと考えてございます。しかしながら、この人体への影響を勘案して、和歌山県、それから登録内容が定められていると思っておりますので、180倍での散布においては、直接的な、現在の散布方法によりまして、健康被害はないものと認識しているところでございます。

また、当日の施行の際は、風向き等々十分勘案しながら施行しているところでございますので、風速が一定数以上であれば散布を中止したり、それから風向きによって、散布の民家への流れも十分考慮しながら施行してきているところでございます。

最後ですけれども、残留、いわゆる家庭菜園とか、そういったところへかかった場合ということでのご質問でございます。当然のことながら、表面にかかるものについてはすぐ

に分解されるということでございますけれども、やはりかかれば樹皮内に浸透するというのは理論上あり得るかと思えます。しかしながら、現行の180倍で霧状に散布している、それから風の状況も勘案しながら散布しているということになりますと、そういった被害について、影響については非常に少ないものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） はい。それでは、ちょっと視点を変えてですけれども、ここにも書いてくれておりますように、山や森林というのは、植生遷移というんですか、長い年月の間に、いろんな移り変わりがあると思えます。いろんなものがどんどん生えてくると。そういった中で、森というのは古くなるとシイノキが生い茂ってくると。シイノキの生えた森は古い森やと昔からよく言われたりするそうでありますけれども、この煙樹ヶ浜の松林を見ますと、ヤマモモやとか、クスノキというのは、かなりはびこってきおるよように思えます、そういう植生遷移する中で。そして、その影響で、松枯れを起こしていることもあるんじゃないかと。私、西山の麓ですので、昔は、たき物にするために山へ木を切りに行ったりしました。そのときは、ほとんど雑木、ざつぼくというのか、同じ字書きますけれども、そういう雑木類を切って、松を残しておりました。そのころは、山に、今みたいにシダ類もいっばいはびこったりしてなくて、地面が見えるような状態でありましたので、松もたくさん生えておりました。

この松林につきましても、これも小さいとき、台風の後、風呂やとか台所のたきつけにするために、よく松葉をかきに行きました。行きましたというか、行かされたんですが。そのころは、根元にはそういう落ち葉なんか、ほとんど松の葉しかないぐらいでありましたし、雑木もちょっと生えてはありましたけれども、ほとんどなかったです。そして、落ち葉がないからマツタケも生えてきましたし、松がよく育っていたよように思えます。そのようなことについて、どんなに考えるか。

それと、もう一つ、私、趣味で盆栽をやっているのに関心があるんですが、山に行くと、雑木が多く、今の山へ行くと落ち葉の多いところに松が生えていない。はげ山みたいなのに落ち葉の少ない、ないというのかな、はげ山みたいなのに、今でも、松、たくさん生えています。そういったことから、そういった下、美しいところに松が育っておるんですから、その松林についても、例えばですけれども、一定の区域、ある区域を定めて、雑木の少ないところを選んで、そここのところを限定して、消毒もしないで、松葉をかいて、雑木も少ないでしょうけれども、それを切って、一回試験的に観察するという方法はどうかなど、一つ考えます。

そして、今、百姓の方でキュウリやトマトの堆肥に松葉をかいて、松キュウリとか、松トマトとかいろいろ売り出して、美浜町の特産にもしておりますけれども、これは、かき集める時期にもよると思えますけれども、消毒する時期は暑い時期ですから、それは、多分冬場かき集めておるんだと思えますけれども、ですから、できるだけ消毒は、終了後ず

っと期間をおいてからかき集められたほうが、まだ暑い時期にかき集めたら、薬の残効農薬というのかな、そういったもの残る危険性はないのかなと、そのように感じます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。繁田議員、数点あったかと思えます。

まず、シイノキというような形、古い、社叢等々だと思うんですけども、ご存じのとおり松ということ言えば、やはり太陽というか、光というか、それが必要であって、それがなかなか光が届かなくなれば、松の木はどちらかといえば枯死するというか、そこで枯れてしまうような状況でございます。だから、基本的には太陽の光がなかったら、松の木はなかなか育ちにくいというか、育たないという形の中で、広葉樹に取ってかわられるというようなケースが多いのではなかろうかなと思えます。

そして、雑木の少ないところに関しましては、試験的に薬剤散布を一度止めたらというような形のご質問であったかと思うんですけども、この林内ということ、そういった部分的なことであるということに関しましては、逆にそこへ集中的にマツノマダラカミキリが行って、そしてマツノザイセンチュウが入って、それがやがて周辺にというような形のおそれもあろうかと思えますので、それは少し、私自身は、難しいことではなかろうかなと思えます。無理ではなかろうかなと思えます。

そして、続きまして、松葉堆肥ということで、残留濃度ということでございますが、これにつきまして、以前ですが、この松葉堆肥の肥料の分析ということもしてございますので、現時点では残留濃度とか、そういった形のほうは、私のほうでは聞き及んでおらないのが現実でございます。もう少し、詳細につきまして担当課のほうからご答弁させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、松葉堆肥につきましては、昨年平成26年によりますと、9月の下旬にサンプルを採取いたしまして、検査期間のほうへ分析に出しております。その結果につきましては、検出されていないということで認識してございます。

また、議員がおっしゃられるのは、いわゆる森が広葉樹林に取ってかわられる中での松ということのご質問であろうかと思えます。ご指摘のように、松につきましては、クスノキやヤマモモといった広葉樹による被圧されまして、樹勢自体が弱くなり、やがては枯れていくという状況も、森林の形成過程ではあろうかと思えます。

現状を見てもみますと、浜ノ瀬から和田にかけての樹林、松の樹林と申しますと、浜ノ瀬から和田にかけての海岸線のごく一部でありまして、キャンプ場周辺から少し県道のほうへ入りますと、もう広葉樹林化が進んでいる状況でございます。それで、松枯れにつきましては、ある一定数以上のマツノザイセンチュウが材内に入りますと枯れるというのは、これはもう明白な事実でありますので、やはり予防散布というのは、これからも続けてい

かなければならないと思います。ただ、そういう広葉樹に被圧されて樹勢が低下するとか、不良化して低下するとか、そういう体力が弱って、それにプラスしてマツノザイセンチュウが入って、複合技で枯れていくというのも現状あるかと思いますが。

あと、樹勢を高めるために間伐をして、適正な本数を維持していかないと、松自身もひょろひょろと上に伸びるだけのモヤシみたいに、松になっていくものと考えられますので、昨年などは、松の日におきまして、住民の皆様とともに間伐作業をさせていただいたところでございます。今後も、適切な時期に、松自身を育てるために住民の皆様と間伐作業を行っていき、松を養うような取り組みについても大事にしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員、どうぞ。

○2番（繁田拓治君） はい、ありがとうございます。

時間ありませんので、2つ目の質問に入らせていただきます。

体育館の音響設備についてお尋ねいたします。

町内各小・中学校の体育館の耐震工事で、安全基準に達しないため、天井板の撤去工事が昨年26年度の夏季休業中にとり行われました。この工事は、文部科学省の指導に基づき、児童・生徒の安全だけではなく、災害時に住民の避難所としても指定されているため、住民の方々の安全確保にも繋がり、総額、ちょっと訂正してほしいんですが、79,272千円に訂正してください。総額79,272千円の予算でとり行われました。

26年度、国の公立校の耐震化率はほぼ98から100%であり、私立校も86.8%であると言われます。体育館のつり天井についても、27年度でおおむね終了することとあります。

そこで、中学校の体育館であります。工事日程でもトラブルがありましたが、天井板を取り外したため、音響設備に不具合が生じております。この体育館は、いろんな行事等がとり行われますが、マイクを通しての音が聞き取りにくいという苦情がある。学校の授業等にも影響が出ております。早急に改善されたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員の2点目、松洋中学校体育館の音響設備についてということで、耐震工事後の不具合解消についてでございますが、平成26年度に実施しました非構造部材耐震改修工事に伴って、松洋中学校体育館の天井部分を撤去いたしました。このことにより、学校教育の場として及び住民の避難所としての機能を向上させてきたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、天井を撤去したことにより、従来に比して音響状態に不具合が生じてまいりました。学校教育においては、日々の授業、全校での集会、町の行事としては芸能発表会や人権教育講演会等に少なからず支障を来しているという声も伺っております。

つきましては、今後、音響の改善についての調査を行った上で、費用のことも鑑みながら対応を検討していきたいと考えます。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） はい。再質問をさせていただきます。

この工事は、1年前の去年の8月の暑い時期に、工事がとり行われました。工事に携わった方も大変であったようであります。体育館の中が物すごく暑くて大変であったようです。それゆえか、工事日程でトラブルがあったり、天井のペンキを塗らないかんとところを塗り忘れておったり、いろいろしたそうであります。

この体育館の使用については、今も回答いただきましたように、授業であるとか、入学式であるとか、卒業式であるとか、そういったような学校行事はもちろん、文化協会の芸能発表会であるとか、各種の行事であるとか、それから講演会であるとか、そういったものに広く使われます。去年も、芸能発表会のときであったと思いますけれども、マイクの調子が悪くて、歌歌いにくくて間違えたよというようなことを聞いたりもしております。私も、何回かいろんなときに出席させていただいたんですが、音響の不具合で聞きとりにくいということが何回もありました。

そのままずっと放っておいておるんで、質問させてもらっておるわけですけども、一番かわいそうで残念だなと思ったのは、卒業式でありました。最後の答辞のところで、卒業までいろんなことに思いを込めて朗読しているのに、非常に聞き取りにくい。その答辞を作成するにも、大変なエネルギーを入試前の忙しい時期に使っておると思います。いろんな思いを書かせたり、また作成委員を選んでいろんな形で思いを込めて作成をしたことと思います。何度も手直しをして、読む練習もしたことでしょう。それが、最後の盛り上がるのところで、一生懸命訴えているのに、聞き取りにくい。非常に残念に、私は感じました。

それで、現在、体育館の中央にある、天井にあるスピーカーを切って、舞台の横のスピーカーと、上使えんので、移動式の小さい、ワイヤレスというのかな、小さいスピーカーのついたワイヤレス兼用の、それを持っていろいろしたり、授業をしたりとか、いろいろやっておるそうであります。それで、工事が終了して引き渡しのための点検もしたはずなんですが、気がつかなかったのか、見落としたのか、さっきの天井のペンキの塗り残しもあったそうですし、この音響についても、耐震までは普通に、工事までは普通にいけておったんでありますから、これは直せというんじゃないで、元の状態に戻してもらおうように、国の指示で補助金ももらって行った工事でもあるので、一回県に要求をしてみても、町長のほうでも、一回汗をかいてみてはと感じます。

それに、校舎のほうは、体育館以外に校舎のほうは雨漏りが物すごく多い、非常に多い学校ですけども、この体育館も、東からの、昨夜みたいな大きな雨が降りますと、東向きの雨が降りますと、その角度によって、2階のこのギャラリーというのかな、その部分と、その舞台の前のバスケットのリングありますけれども、その分、大体4分の1ぐら

い、水たまりになってすることがあります。その、今まではなかったらしいんですが、工事以後そういう状態になってきておると。今回は音響設備の不具合について、解消について質問しておるわけでありましてけれども、今後こういったことがなきよう、契約時や工事終了後の引き渡しの際に、そういったチェックを怠らないように願いたいんですが。全体ひっくるめて、その辺、どうですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員にお答えいたします。

この、ご存じのとおり、非構造部材の耐震工事ということで言えば、天井が落ち落ちてきて子どもたちにけがをしたら危ないということと、そしてあと、ここも避難所というような形になっておる中で、天井を、ご存じのとおり、撤去したのが現実でございます。そういった形の中で、繁田議員が、今ご質問があった音響がということでございますが、天井をとっている中で、なかなか以前のような形には、私自身、難しいのでなかろうかなと思います。ほかのこの非構造部材ということで、各市町村の学校施設等々も同様だと、私は、認識してございます。繁田議員がおっしゃるとおり、町長、汗をかいたらどうかということでございますが、私自身、汗はいっぱいかきたいなと思ってございますし、汗は今後かいていくつもりでございますが、これに関しましては、やはり音響ということで、すごく悪いというような、私は、認識は持ってはございませんが、以前と比べたら音響効果というのは低下しておるのではなかろうかというのは、私自身も認識してございます。

まず1点目、先ほどご答弁させていただいたとおり、音響について調査、そしてやっていきたいなということでございますが、上のスピーカーと、天井のスピーカーとそして下のスピーカー、そして舞台のミキサーということでありますけれども、その辺の調整も今後鑑みながら、よりよき方向ということで、それである程度クリアできるのではなかろうかなということも伺ってございます。もう少し細かいところにつきましては、担当部署のほうからご答弁をさせていただきたいなと思いますけれども、なかなか、以前のような、100%以前のように戻せというのは、天井がなくなった関係上、それは難しいということ、繁田議員ご認識はいただきたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） そのことにかかわりまして、担当課である私のほうから、お話をさせていただきます。

実は、昨日ですが、いわゆる音響の専門家に来ていただきました。そして、体育館の中の音響の状況というものを調べてもらったわけなんですけど、まず1点は、あの広さの中で、あの形、ほとんど正方形の形なんですけど、あの中で反響はなくなるということはまず無理でしょう。ゼロになるということはまず無理でしょうということが、まず1点あります。ただ、現在の体育館のスピーカーは、もうご存じのように、フロアの真上にあるスピーカー、それから舞台の両袖の上にあるスピーカーという形のスピーカーを使っているわけなんですけど、全てを一度に鳴らすと反響が大変になるということで、中央のスピーカーのみ

にすれば比較的聞きやすくなると、これが一つあります。それから、もう一つは、ミキシングというんですか、音の高低、種類、そこらあたりの調節によって聞きやすくなると。こういう2つのことを調整すればもっと聞きやすくなるということで、その専門家の人に調整をしてもらいました。

昨日午後に、私ども、松洋中学校へ行きまして、その音響を確かめてみたわけなんです、確かに上だけにすれば非常に聞きやすくなるはなります。全てのスピーカーを入れたら、場所によっては物すごく共鳴する形なりまして、何を言っているかわからんと、そういう状況でしたが、フロアの上だけのスピーカーにすると、ほとんどの場所で似たような聞こえ方がすることができました。そこらあたりまでは、確認できたわけでありまして。あと、この末、まだということになりますと、ミキシングを変えたり、または上のスピーカーを変えたり、いいものに変えたりという、そういう処置をしていけば、もっともつというふうな改善がされていくであろうという専門家のお答えをいただきましたので、今後検証していきながら、改善をできていければなというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） はい。わかりました。

できるだけ町の負担を少なくできるような方法で、一つ早急に改善をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時15分とします。

午前十時〇一分休憩

———・———

午前十時十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

7番、高野議員の質問を許します。高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、西山にタンクを設置するなら避難場所としてもということ、質問させていただきます。

去る8月17日、全員協議会におきまして、西山配水池を1池から2池化することの説明を、担当課長からしていただきました。しかし、冒頭より、これは企業会計、議会の承認は要らないのですがということであり、だから質問はするなよという意味に受け取りました。したがって、ここに一般質問として改めて質問させていただきます。

最初に、いつものことながら、これだけ大きい入札金額、何社が入札されたのか。また、

2番目、3番目の入札金額は、幾らだったのでしょうか。

次に、落札金額が変わると、起債される金額も変わってきます。どのように変わりましたか。各借り先、金額と償還計画を明らかにしてください。

次に、話は少しイレギュラーしますが、新しい上水道施設用地として買い求めた敷地は、購入して久しく現状のままです。一体、どのようにしたいのか、されるおつもりなのか、理解できるようにお答え願いたい。要らざることを言うようですが、現在の上水道施設、だめになったからといって新たに建て替えるというようなことはないとは思いますが、お隣の御坊市さんも人口減、当町も、それならば御坊市より水を買う。広域では、料金の差があり過ぎるけれどもというところですが、どうですか。

次に、タンク設置の敷地造成についてであります。今、世間では防災・減災と言われている中におきまして、これほどの金額の投資で、防災関連のことを何一つお考えではないというが、いかにも情けなく思います。

少し広く造成すれば、避難場所はもとより、食料やその他の物資の備蓄はもちろん、地域の皆さんが、より安全に、より一層安心して暮らせると思いますが、どうですか。また、進入路についてであります。登坂角度はどのくらいのおつもりですか。

以上、よろしく。明快なご答弁、期待しております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員の西山にタンク設置するなら避難場所としてものご質問にお答えいたします。

まず1点目が、何社が入札か、2番目の入札金額は、3番目の入札金額は、でございますが、西山配水池増設工事の入札を7月21日に実施し、入札指名業者につきましては6業者を指名しました。

落札業者は森松工業株式会社で、落札金額は1億67,500千円で、落札率は94.3%で、2番目の入札金額は1億75,850千円、3番目の入札金額につきましては1億76,600千円ございました。

また、同日、西山配水池増設に係る電気設備工事・田井浄水場高感度濁度計ほか取り替え工事の合併入札を、入札指名業者6業者で実施しました。

落札業者は近畿電設工業株式会社で、落札金額は30,000千円で、落札率は56.2%ございました。

この入札は、低入札調査基準価格を下回る金額であったため、調査を実施いたしまして、契約となっております。

2番目の入札金額は34,900千円で、3番目の入札金額は42,000千円ございました。

2点目の起債の借り入れ先、起債金額と償還計画は、にお答えいたします。

水道事業の配水池増設に係る起債についてであります。去る6月議会において、事業費2億50,000千円、起債1億20,000千円、一般会計からの出資金70,000

千円、残り自己資金という形で予算をお認めいただいたところでございます。

その後、議員がおっしゃるように、入札により事業費は下がってはきておりますが、今後まだ変更契約の可能性もあることから、起債の申請額については現在のところ変更はしてございませんし、一般会計からの出資金も変更はない見込みでございます。

借り入れ先でございますが、借り入れ手続は年が明けてからでございますので、まだ確定はしていませんが、通常、上下水道債は財政融資資金となる見込みでございます。

また、償還計画ですが、本年度より財政融資は償還期間が最大40年となりましたので、借り入れ当初は5年間は利子のみの支払いで、その後35年間で償還していく形となります。

3点目、上田井の上水道施設用地はどうするおつもりかでございますが、この土地は平成12年度に、新浄水場用地として購入してございます。

購入した土地につきましては、平成15年度より浄水場からの沈殿物等の排水を天日乾燥する排水処理施設として利用してございます。

また、平成21年度より従来使用していた資材倉庫の老朽化並びに立地条件の悪さから資材倉庫も設置してございます。

残地につきましては、将来、浄水場の更新が必要となった場合の用地でございますが、そのときの判断として、町独自の浄水場を持たず他市町等から浄水の購入を選択した場合には、その浄水を西山配水池に送水するポンプ場用地として考えてございます。

更新が必要となるまでの期間限定で、防災施設への利用を関係課と前向きに検討しているところでございます。

4点目、御坊市より水道水を買うつもりはないのかのご質問ですが、今のところ、浄水場更新につきましては、現施設が健全なことから計画には至っていませんが、将来、必要となってくるものでございます。

更新が必要となるときには、他市町との協議の上、浄水を購入することも十分に検討していきたいと思っております。

5点目、タンク敷地造成の折にもっと広く造成し避難場所とする考えはないのかでございますが、タンク設置場所の周辺には、和田西中地区の避難場所となっている今池周辺または下の池付近の高台があり、いずれも南海トラフ巨大地震による津波浸水想定では浸水しない場所であります。

また、山林でありますので避難するスペースは十分ありますので、タンク敷地を新たな避難場所に造成する考えはございません。

6点目、タンクへの進入路、登坂角度はにお答えいたします。

タンク進入路の登坂角度につきましては、6.8°となっております。進入路の登坂角度には、施設の監理上、問題がないものと判断してございます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。再質問をいたします。

まず、質問したいのは、落札されたこの森松工業さん、一体何屋さんなんですか。土木業者、土建業者ですか。違いますよね。加工機屋さんですよ。グループ全体で136億8千数百万円の資本金ですが、ここは、加工機屋さんで、ステンレスタンクや熱交換器つくっている。資本金にすれば、2億80,000千円ほどですよ。それでは、ステンレスのこのタンク、一体1億67,500千円のうち、タンクにかかった費用、どれくらいですか。次に、タンクの基礎材は、敷地造成の伐木及び整地が幾らだったのか、進入路新設幾らだったのかを、それぞれお示してください。まさか、この加工機屋さん自ら、敷地造成をするとは思えません。どうせ、下請か何かが入るんですよ、加工機屋さんですから。お示してください。

次に、進入路新設とありますが、どこからどのような進入路を新設されるのか、お示しをいただきたい。昨年か一昨年、あの辺の一軒家を買収したことがありましたね。もし、あの一軒家を利用して進入とするとすれば、周辺の既設道路を使用することになると思いますが、どうですか。それに、この一軒家周辺の道路は、私有道路ですよ。私道です。過去には、何度かこの私有道路、町道にという陳情があったように聞いております。その都度、登坂角度がきつい等々で却下されております。ですから、この地区の皆さんは、役場が何もしてくれない、ですからお互いに助け合いながら仲良くしましょうということで、西中の自治会にも入らず、組合組織で仲良くしましょうということでやっているらしいです。そういった私有道路を通り、壊したその一軒家を工事車両が走るということは、まさかないとは思いますが、ただ新設の道路は、登坂角度につきましては6.8°ということになってございますという答弁もいただいておりますので、はっきりと進入経路をお示しいただきたい。

次に、避難場所にという件についてですが、浸水しない場所だからと言われますが、一体誰が決めたんですか。安心・安全といったことから、ほど遠い答弁ではないですか。和田地区においても、浸水するところ、しないところ、さまざまですが、だったら浸水するところは避難タワーでも建ててくれるんですか。山林であり、避難スペースは十分ありという、そうした考え方ができないものですか。車椅子の方は逃げなくて結構、山道嫌いな方は逃げなくて結構と言うてるのと一緒じゃないですか。そういった町長のお腹の底から出てくるお言葉が聞こえてきますよ。山道、年輩者でも逃げられます、6.8°の傾斜なら。辛うじて車椅子でも押せるということですよ。

ですから、やっぱりついでは言わないまでも、せつかくこれだけの資本を投じてやることについては、やっぱり安心・安全に絶対というものはないんですよ。だから、無駄かもしれないけれども、使わないかもしれないけれども、こと安全に関しては、やっぱり二重三重の構えが必要だと思いますが、いかがですか。

次に、浄水場施設用地の件ですが、もう腹をくくってあそこに避難タワー建てたらどうですか。上田井の皆さん、気の毒ですよ。美浜町住民でありながら、そこにオークワがあるからオークワへ逃げよって。それ、殺生やないですか。美浜町に税金払ってもらっている

ることが申しわけなくありませんか。いつまでに、前向きな検討をしていただけますか。

次に、水を買うことについてであります。私は、広域でとは言ってません。申しわけないですが、水道料金の安い日高川町、印南町、みなべ町は、簡易水道事業ですよ、恐らく。日高町と由良町は企業会計ながら水道料金は、うちの約1.四、五倍ありますね。選択肢は、もう一つしかないですね。水を買うなら御坊市から買えばいいでしょう。何十円か高いだけでしょう、恐らく。こういったことは、急に降って湧いた話ではできませんから、担当課とも今からじっくりと検討していただきたいと思いますので、いま一度、そのお考えをお示してください。

最後の質問です。まだあるんです。これだけ、企業債1億20,000千円、持ち出し70,000千円、建設改良費から60,000千円出すんですか。残り500千円程度ですよ、もし出すとすれば。一体、水道料金上げなくていいんですか。このままやってもいけるとお思いですか。そのお考え、お示してください。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。高野議員にお答えいたします。

前段というか、1点、2点目等々につきましては、詳細になりますので、担当課のほうから後ほどご答弁ということでございます。

まず、私のほうからでございますが、3点目だっと思っておりますけれども、この場所につきまして、避難場所というような形でしていったらいかがなものかなというような形のご質問であったかと思っております。以前も確かご答弁させていただいたかと思うんですけれども、あくまでも、南海トラフのこれ浸水想定ということでございますが、誰が決めたんやじゃなくて、県とかいろんなコンピューター等々の想定の中でございますが、今池、そして下ノ池、今回のこの場所については、それよりまだ上というような形になりますけれども、下ノ池等々に関しましても浸水はしないということでございますので、あくまでも費用対効果も勘案した中で、この上に関しましたらば、避難場所ということの考え方は現時点では持つてはございませんということで、ご理解を賜りたいなと思っております。

そして、4点目の田井の用地でございますが、先ほど私自身もご答弁させていただきましたが、これに関しましたらば、防災の担当のほうとでございますが、今、現下、上下水道のほうで検討してございます。高台でいくほうがいいのかはなかろうかなとか、そういったことも勘案しながら、現在は検討中ということの答弁をさせていただきたいなと思っております。

そして、水道料金ということでございますが、おっしゃるとおり、日高川から取水もさせていただいておりますし、いろんな形で、御坊市の関係も出てこようと思っておりますけれども、まだそこまではいっていないんですけれども、今後、検討課題といたしましたらば、人口、いろいろまた施設の老朽化等々も勘案しながらでございますが、そういったことも一つの方向づけではなかろうかなとは思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） まず初めですが、配水池の本体の価格ということなんですが、1億15,447千円です。これは、税抜きとなっております。それと、道分の進入路等の造成部分ということで、14,200千円となっております。

それと、その進入路に入ってくる登坂角度についてなんですが、まず敷地内は12%、6.8°ということはパーセントで言うと12%となっております。町道の感覚で言えば、それは大丈夫だろうという基準となっております。それと、そこへ来る進入路なんですが、当然、家を壊してそこを進入路としております。当然、道として利用するのは、県道からずっと、今の自治会が管理しているところの道路を、私有地を通して、そこまで荷物等の搬入を行うということになっております。それで、その途中途中箇所のそれぞれの角度等をはかったんですが、まずは、県道から上がってくるところで、一番高そうな場所、急勾配でこう下ノ池のところ上がるところで一応高そうなところをはかると、角度で言えば9.8°、パーセンテージで言うと17%の角度となっております。それと、中間付近、ちょっときついなと思うところで、ここではかったところ、角度で言うと11.7°で、パーセンテージで言うと21%、それと配水池の進入路手前、ほん近くの場所で、角度は10.7°、それでパーセンテージで言うと19%というような形になっております。

ただ、この進入路に利用する道としましては、当然、町道要件に入らない角度を有しているというところであります。

けれども、これはちょっと国土交通省のほうの研究機関のほうの資料なんですが、その研究所は、国土技術政策総合研究所というところが、その勾配の関係の限度角、限度はどこまでいけるんよというような形で示した表があります。その表で言いますと、縦断勾配の限界というような形で載っておるんですが、これが、最大で32%というような形になっております。ただ、この32%というのは、かなりきつい勾配となっております。よっぽど、これを限界ということなので、登れるのは最大こうだろうということなので、道には適していないと思います。

ただ、一番うちの中で道の角度のきついところという中でも、21%というところなので、この、これに示すとおりでいけば問題ないかと思えます。それと、過去の道を造成したときにも、そこからミキサー車なり、車両も進入してきております。工事的には大丈夫だろうと、細心の注意は必要ですが、大丈夫だろうと思っております。

それと、水を広域的というような形で、御坊市からの購入ということで、近い将来、必ず浄水場施設も更新が必要となってきます。その中で、なかなか、御坊市限定というのは、今のところは考えてないんですが、確かに議員のおっしゃるとおり、うちと御坊市さんの水道料金はよく似通っております。ほかの市町村に比べると一番合うてる、同じぐらいかなとは思いますが、でも、そういう会議になると、費用の問題等のときには、その話題も含めた形で検討していかならんかなと思っております。

ちょっと、答弁漏れているかわかりませんが、以上です。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 先ほどの高野議員のご質問に対しまして、町長の答弁の補足として説明させていただきます。

浸水しない場所はということについてでございますが、先ほどの町長の答弁にもあったとおり、また特に内閣府が平成24年8月に公表しました浸水想定をもとに、県がまたより詳細な地形データを用いまして想定したものでございます。あと、また町独自でも想定している部分もあります。

あと、次に浸水するところに避難タワーをとということでございますが、先般策定しました津波ハザードマップにおきましても、美浜町の平地部分につきましてはほぼ90%以上の部分で浸水する想定でございます。その全部に避難タワーをとすることは、現実的にちょっと費用的にも問題があるかと思っておりますので、今現在の避難タワーの設置の想定としましては、先般、昨年度策定しました南海トラフ巨大地震、津波地震、津波避難に関する整備計画にもありますように、まずは松原地区への松原高台、そして田井畑地区への避難タワー、それと上田井地区への避難タワーというところが、計画として予定してございます。

あと、あわせた答えになりますけれども、上田井地区への、上田井地区浄水場用地への避難施設の具体的な予定は、ということでしたが、これにつきましては、昨年度策定しました南海トラフ巨大地震、津波避難に関する整備計画によりまして、上田井の高台を計画しております。上田井地区の避難場所としまして、同用地に盛り土を施しまして、築山方式で、平成33年から35年の3カ年で整備を予定してございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 一つ、ちょっと料金の関係で漏れておりました。申しわけございません。

こういう起債、出資金等いただいた中で、料金等の値上げはないのかというような形のことなんですけど、まず、これをする事によって、今の計画でおると、27年度は約6,400千円ほどの黒字というような形になるかと思っております。それと、28、29というような形で、これあくまでも計画なんですけど、年々下がってきている状況であります。それで、上下水道課といたしましては、前課長からの引き継ぎ等にもあったんですが、平成30年度のところで、この経営がうまくいってなければ値上げをしていくのがいいのではないかなというようなこととお聞きしております。それで、今の経営からいっても、だんだんその金額が下がってきて、平成30年には約1,700千円ぐらいの計画では落ち込んできます。そういう中から、当然、料金の値上げというのも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） はい、7番。課長、しっかりしたご答弁、ありがとうございます。

ただ、本当これ困るんですけれども、私どもって、課長が問題ないんや、問題ないんやって、21%、17%、傾斜率ね。これ、条例載っているでしょう。町道に認定するときは12%以下とか、条例で決まっているんですよ。そこを、工事車両がと言わずとも、できたら、点検に上がりますよね。どの道通って上がるんか知りませんが、そこ通るんでしょう、どうせ。町道に認定できないような道を通って点検に行かれると。今、がたがたですよ、あの道。町道に認定できないから、舗装のやり直しはできませんということですよ。恐らく、そうだと思うんですよ。

道の話ってしまいますけれども。ほかのことを放っておいて。前から町道にしてほしいと言ったんですけれども、その12%がネックになってできないんです。町がそれぐらい使うんなら、これもまた腹くくって、町道にはできないけれども、町管理道として、町の管理道ですよ、町が見たらどうですか。やっぱり、ただ使うわけではないと思うんですよ。やっぱり、何かそのかわり今の悪いところ通させてもらうとか、直させていただけますとか、それ裏取引というんですよ、内緒のね。どこから金出るんですか、それ。金の出どころないでしょう。出すところないでしょう。

私道で、例えば下水道工事した、私道なんやけれども、掘って、管を埋めた。不具合が出て来た。やり直してほしいって要望出てきたら、やっぱり下水道工事の管を埋めたのが原因ですから、やり直したりもそれ結構ですと。しかし、ここ建って何十年かになるんでしょう。それを、もし町がやるとすれば、町内の私道路、みんな、直せ直せって言うてきますよ。だから、何か縛りが必要でしょう。町の管理道として、町道としては認められませんが、管理道としては認める、だから補修をしますと。日ごろ、点検等々で、その道を通らせていただくからということで、町長、いいんじゃないですか、それ。できませんか。それ、できないと言われますと、今度、あの道通れませんよ、工事車両も。通る理由があるんですか。だから、組合組織にして、西中の地区にも所属せずやってこられたんですよ。一体、そこを堂々と、町の車両が点検に通る、その前に工事車両が通る、知らん顔するのはおかしいじゃないですか。誰が聞いても、こんなこと納得しませんよ。

それ、ご答弁よろしく。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） これは、上下水道課があそこの配水池を使わせてもらうということの答えになるんですが、8月の中旬、盆明けぐらいだとちょっと日程が定かでないところもあるんですか、向こうの、そちらの自治会の会長さん、それと役員の方が2名とで、それでうちのほうの僕と、それと担当者と、打ち合わせを行いました。その中で、当然、うちの車両が通るといって、傷めたり、過去にも傷めた経緯があるんです。進入路をつくる際に、ミキサー車が通った。その重さによって地面が割れたという中で、簡単ではあるんですが、簡易舗装をしております。

ただ、今回の配水池つくることに関して、そこに配水池があるということで、どうしてもそこを通らなならんということで、自治会にもお願いしに行きました。そのかわり、条件としては、当然ながら、自分ところで、お前ところの工事で壊したやつは直してくださいということで言われております。実際、直すようにということで、これは、自治会からも要望を受けてますので、長い付き合いになると思いますので、こういうところでもめたくないということが事実であります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。高野議員にお答えいたします。

○7番（高野正君） 町道があつて、私道というような形であろうかと思えますけれども、今、高野議員でございますが、町の管理道というような形の論法はいかがなものかなというようなご質問であつたかと思えますけれども、私、今初めてここで、議場でお聞きした言葉でございますが、なかなかこれも難しいかなと思うんですけども、一度検討はさせていただきます。ただ、先ほど太田課長のほうからご答弁あつたとおり、現在でございますが、向こうの自治会、組合となんですけれども、原因者のほうで負担をさせていただきますということで、話はなっているということも重ねて申し上げたいなど、このように思います。一度、検討させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） だめ押しで言うときます。

そんな例ないやろ。例がないから、それはいかがなものかというん違うて、例がないから、これから例というのをつくっていくんですよ、例。例外やと言うかもわかりませんよ。それしかないやないですか。それは、裏取引みたいにして、今初めて言ったんですよ。壊れたところは直していきます。壊れたところは直していきますと違うよ。もう、壊れてあるんやわ、通らんでも。だから、前から直してほしい、直してほしいと言うたけれども、町道と違うから直せませんよ、直せませんよと言ってきたんですよ。これを使う、使っていただくのが幸いに、それは言うてくるわな、直してほしい。当然の話やもん。そやから、そんなんも、裏取引みたいなことせんと、ちゃんと町の管理道で直しますよって、それしか、すっきりするん違うますか。もう一遍、町長のほうから、前向きに検討しなくてもええけれども、後ろ向きに検討されたら困るけれども。ほんまに、これこんな例がないからそんなんできませんというの違うて、実際使つて、日ごろからも使うかもしれない道路になるんでしょ。だけど、町道にはできないということなんでしょ。町の管理道でいいやないですか、せめて通る分だけ、点検に走る分だけ。びしつとして、ここだけは町が管理しますよと。町道にはできませんけれども、管理はします。すっきりするんやないですか。それで道路通つていったらいいん違いますか。

もう一度、町長。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

なかなか、ここで明確な答弁というのは、私自身、難しいかなと思います。ご存じのとおり、あそこでございますが、地籍調査ということでも入ったように、私自身、伺ってございます。ただ、その中でもそうなんですけれども、隣接者が誰かわからないとか、いろんな形の中で、あそこにつきましましたら、境界が確定したいというのが現状でございます。それと、もう1点が、やはり開発業者がつくった進入路、開発道路でございますが、その辺の中身的といったらおかしいんですけれども、その辺も、ある程度粗雑やなかろうかなということも勘案できますので、ただ、ここで直ちに管理道ということにつきましては、そうですって私は胸を張って言えないという形の中で、前向きに検討はしてまいりたいなということで、ご理解を賜りたいなと思います。

○議長（鈴木基次君） はい、次の質問。はい、どうぞ。

○7番（高野正君） 庁舎増築設計委託業務6，184千円はということで、次の質問に移らせていただきます。

先の6月議会におきまして、庁舎の増築の予算ですなと思いました。しかし、異なることを耳にしました。目にもしました。庁舎と言いながら、中央公民館の増築も含まれて設計委託されていたとのこと聞きました。もし、私の聞き違いならいいのですが、本当ならば大問題です。

それから、今一つ申し上げておきます。庁舎を増築するなら、絶対に、1階の発電システム、3階に上げるべきです。3階の議会棟、立派な議会棟でありまして、図書室も完備しております。机も、今の議員数以上に並んでおります。ただ、唯一私の知る限りにおいて、その図書室へ机置いてくれているので勉強されていた議員、1名だけ、私、知っておりますが、議会前になりますと、一生懸命そこで勉強しておられましたが、大して使っていない。図書室は要ります。要りますけれども、あれを半分に区切って、何とか発電システムを上へ上げれば、2階へ持ってきてまだかさ上げするよりも、そのまま3階へ持って行って堂々と非常電源やということで使えると思いますが、どうですか。町長。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員の2点目、庁舎増築設計委託業務6，184千円は。

1点目が、庁舎と言いながら中央公民館の増築設計委託業務かのご質問にお答えいたします。

去る6月の議会の補正予算で、庁舎増築設計委託料6，184千円の予算をお認めいただいたところでございますが、これは介護保険制度の改正により、平成29年4月から地域包括支援センターが中心となって要支援認定の方の予防事業に力を入れなければならないという背景から、人員を増やしてスタッフをそろえていく必要から、手狭になった1階部分を増築したいということで、設計費用を計上したものでございます。

議員がおっしゃるように、最初は中央公民館を改修して、そこへ教育委員会、教育課を

移転し、産業建設課が2階へ上がってはどうかという案もあったのは事実でございますし、費用的には安くつくという試算もございました。

しかしながら、やはり来庁される方の利便性も考える中で検討した結果、公民館への移転という案は採用せず、現在は庁舎北側に事務室を増築する案で協議を進めているところでございます。

なお、増築により北側の駐車場がなくなってしまうことから、現在、庁舎北側の保安林を駐車場用地として活用できないか関係機関と協議を進めているところで、見通しがついた時点で設計業者の選定に着手したいと考えてございます。

2点目の、庁舎増設の折、非常用発電システムを3階に移設する考えはないのかにお答えいたします。

2点目の発電システムですが、非常用電源を高いところというご指摘はごもっともでございますので、現在の増築計画では1階に地域福祉センターの事務室を増築、2階に非常用自家発電機を収納する機械室を設置しようと考えてございます。

議員がおっしゃる3階というのはなかなか難しいのですが、津波により市庁舎1階部分は浸水のおそれがあると言われておりますので、その際にも非常用電源が確保できるように、2階部分に少しかさ上げした形で発電機を設置する計画で進める予定でございます。

なお、先ほどの質問の公民館への移転案を採用しなかった理由として、非常用電源を上階に上げたいということもあったことを付け加えておきます。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 高野議員の庁舎増設設計委託業務についてのご質問のうち、中央公民館にかかわっての部分についてお答えをいたします。

ただいまの町長からの答弁のとおりでございますが、中央公民館の増築につきましては、教育委員会からは要望いたしてございませんので、よろしくご理解をいただけますようお願いをいたします。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。初めは中央公民館の増築もということであったようですが、そのときに、どこかに図面か何か、ご依頼をされませんでしたか。といいますのは、どこかの誰かさんの机の上に、そのような図面を見たことがあるんです。1案、2案、3案だったか、A、B、C案だったか、記憶にはございませんが。それっておかしいやないですか、それでも。庁舎を増築するのに決まったという言いながら、中央公民館の増築の図面も存在しているんですよ、現実には。そしたら、今、6月議会で通って、予算が、この庁舎を増築するのだから言いますけれども、これから業者を選定するところだと言いながら、別の図面があるんです。それ、どういうことなのかなと。簡易図面で、たしか町内業者さんだったと、設計屋さんだったと思うんですが、ちょっと簡単に、こうしたらどうなるのかちょっとやってよと言うてやっていただけるものなのか、町が頼んだら。いやいや、違うて、正式にはどうするかわからんけれども、とりあえず、案はどんな案をお持ちなのか、

お願いしたのか、出してよって言うたのか。それだったらそれでも、やっぱり設計図、設計料要るん違いますか。まるつきり払ってない。そんなん、やけくそ違いますか。やっぱり、設計頼んだら払わな。そういうことはないのか、あるのか。

実際、あるのか、あったら大問題ですよ、これまた。その辺、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

午前十一時〇二分休憩

———・———
午前十一時〇四分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

中央公民館を改修してはというパターンA、B、Cだったと思いますが、そういう図面があったのは、これは、確かにあったのは私も見ております。ただし、今回の検討に当たって、6月補正予算計上に当たって、私のほうから、この庁舎の増築部分については、業者さんに庁舎増築のパターンをというのを、簡単な図面等見積もりをつくってほしいよというお願いはしたことはございますが、中央公民館の増築パターンについて、改修パターンについて、さっき、議員、町内業者さんとおっしゃいましたけれども、その方に、私のほうからそういう図面をつくってほしいという依頼をしたことはございません。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） そうしますと、そういった図面は存在しないということなんですね。簡単な図面というのは、何も払わなくて、簡単な図面をつくっていただいたということですね。そういうふうに理解してよろしいのか。それとも、いずれお願いするから、本図面を、ちょっと簡単な何案かの図面をつくってくれませんかという依頼をされたのか、まだ金払ってないけれども。要は、そこに図面があるということは、依頼を、本依頼を前提として依頼をされたのか。簡単な図面で、後は入札でやりますよというのか、一体どうなっているんですかね。はっきりお答えいただいたら、物わかりのいい高野ですから、そうですか、わかりましたということになるんですけれども。わけのわからんこと言われたら、それどうなってるのよって。図面は存在するっておっしゃいました、総務政策課長が、庁舎増築の。それは、本図面やないですね。簡単な図面ですか。その辺、簡単な図面だったら、ただでちょっと友達感覚でお願いするわよと言うて、図面が出てくるのか。少なくとも、美浜町です。美浜町の総務政策課長がご依頼をされたというものであれば、おかしくありませんか。そんな簡単なことにはならないとは思いますが、お立場上。

それは、例えば私がある大工さんに、おい、ちょっと台所直すので、すまんけれども、どのくらいかかるのか、ちょっと見積もって簡単な図面書いてもらえやんかと、おまえとこですかせんかわからんけれども、安いところで、できるだけしたいんやというのは、これ個人的なあれで、別にどうってことはないです。ところが、役場が、美浜町役場、総

務政策課長から依頼が、ご依頼された図面を引いたら、簡単な図面でも、それなりの図面が出てくるはずですよ。それ、ただですか。そうはいかないと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） はい。まず、中央公民館を改修ないし増築するという、そのパターンの図面についてですが、その図面について、作成を依頼した方が町内の業者さんにどういうお話をされて、それをつくってもらったかというのは、私は、存じておりません。

それで、今回の6月補正用に見積もりをしてもらったこの業者さんにつきましては、もともとの庁舎を建築のときにかかわっていただいた設計業者さんですけれども、その業者さんには、今回こういう増築を考えているだけけれども、簡単な増築パターンの見積もりと図面をつくってほしいと。ただし、それは入札によって業者さんを決めますので、必ずしもお宅にお願いすることになるかどうかはそれはもうわかりませんよ、それを了解の上でつくってくださいということで、お願いしたものでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 次に、未来を守るまちづくりということで、質問させていただきます。

ワーキンググループ選定の重点事業の中に、未来を守る町づくりという基本目標があり、その事業に、防災カメラの設置とありました。これらに関して、何ら異存を唱えるものではありませんが、最近、寝屋川市の中学生が殺害されるという事件から、ひそかに防犯カメラの必要性が論じられるようになりました。この事件、指紋も検出されず、唯一というか、防犯カメラより映像を絞りに絞り込んで犯人を特定するに至ったという経緯により、その必要論は大変高まっています。

防犯カメラといいますと、当然、監視されているみたい、プライバシーの侵害等の意見も出ると思いますが、より安心、より安全の町をアピールするためにも、試験的にも、あちらこちら何台か設置されてはいかがですか。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員の3点目、未来を守る町づくり。

試験的に防犯カメラを要所要所に設置する必要性はないのか、高野議員の3点目の防犯カメラについてお答えをいたします。

津波や高波などの状況を監視するいわゆる防災カメラの増設については、現在、防災企画課のほうで検討しているところでございますが、議員がおっしゃる防犯カメラの設置についても、検討の余地があると考えてございます。

先日の寝屋川市での中学生殺害事件では、多くの防犯カメラに映った車の映像が犯人逮

捕の決め手となったと、新聞やテレビで見聞きしてございます。

あの事件を見ると、都市部に限らず地方でも抑止効果を高めるという意味での防犯カメラは必要ではないかと考えるところでございます。

現在、町内では、中学校、小学校、こども園にはそれぞれ防犯カメラが設置されていて、不審者の侵入やいたずら防止に役立っているところでございます。また、大型ごみ集積場にもカメラを設置して、不法投棄の防止に役立っております。

ただ、防犯カメラは、何か問題が起こったときに後から映像を見直すことが必要であるため、映像を保存しておく録画機能が必要となってきますので、それなりに経費も必要となってきます。

今後、試験的に防犯カメラを設置してはというご提言に対しましては、議員がおっしゃるような、あちらこちらというわけにはまいりませんが、費用面を含め、一度検討課題に上げたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） はい、7番。何とも、録画機能が必要となってきますので、それなりの経費、これ録画機能付いてなかったら、こんな、意味ないんよ。玄関のチャイムでええよ。だから、そういうお考えのもとに物事考えていったらよ、何もできなくなるんですよ。とりあえず、5台だけ付けるというたら、付けたらいいんですよ。この辺にあるのは、個人のお宅でも付けておられるところがあります。あとは、学校とか、関係とかと違って、ローソン、店内にも、店外にも、カメラ設置していますので。これ、何ぞ起こったら、あの辺でローソンで、録画見せてもらうしかないんですよ、個人のお宅にもありますけれども。個人のお宅でつけたらどうなるかといいますと、あっ、2軒向こうのばあちゃん、表へ出て掃除しやるな、元気でええな。外へ出て行って、こんにちとは言わんでもわかる、中から。だから、反対に、監視されてるみたいやとか出てくるんですよ。だけど、もし、いかな平和な美浜町でもですよ、もし何か一つ事件が起これば手立てがないというのが、これ現実でしょう。やっぱり、ある程度、例えばメイン通りに何個か先に付けるとか、当然、ダミーで付けといても抑止力にはなるとは思いますけれども、何かあったら全く役に立ちません。それは、ごみ置き場の監視カメラもいいですけども、やっぱり通学路関係とか、今、高校生でも塾から遅く帰ってきます。だから、もしものことあったときに、それこそ抑止力ですよ。もう、絶対要ると思いますよ。もう、私、絶対要ると思いますよと言うて、もうこれでご答弁いただいたら終わりますけれどもね。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えをいたします。

私自身も、高野議員と同様で、例えばプライバシーの侵害やとか、そしていろんな形で見られているのじゃなかろうかなというような形の問題もあろうかと思っておりますけれども、これにつきましましたら、やはり犯罪防止とか、ごみ関係でもそうなんですけれども、不法

投棄という形の抑制もできようか思いますので、これについては、大事、大切ではなからうかなと思ってございますので、先ほど、私、答弁させていただきましたとおり、検討してまいりたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

午前十一時十六分休憩

—————
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

6番、谷議員の質問を許します。谷議員。

○6番（谷重幸君） 6番、谷でございます。早速、質問に入らせていただきます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

まずは、我が町の地方創生についてであります。

連日のように、テレビ報道、また紙面等々で地方創生がうたわれ、特に話題性のあることから、プレミアム商品券に関しての報道などを見ることが多い今日であります。また、その効果についても検証されているところであると思っております。我が町でも、過日、喚起型交付金を利用し、美浜町プレミアム商品券として発売されたわけではありますが、一連の販売方法をめぐる住民の方々の疑問と当日の対応、購入する際かなり時間を要したことなど、不満が多数寄せられていたことはご存じのとおりかと思っております。販売翌日、地方誌面において、町長、担当のほうから謝罪コメントが掲載されておりましたが、今現在においても当日のこと、販売方法のこと、住民の方から不満を聞くことが多い事柄であります。

さらに、当日健診と重なっていたこともあり、行けなかったというような声もよく聞きます。同じ町主導でやっていることで影響が出ることに對し、疑問を持つ部分ではあります。日程上の都合等々でいたし方なかったとするならば、配慮すべきこともあったかと思っております。結果論となる事柄ではあるかもわかりませんが、商品券販売をめぐり一連の考え、さらに日程が重なることで影響が出たことについて、いま一度所見をお伺いしたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の1点目、我が町の地方創生、プレミアム商品券ということでございます。谷議員のご質問にお答えいたします。

去る7月5日の日曜日午前9時より、役場前地域福祉センターにおきまして、美浜町プレミアム商品券4,000セットを販売し、約2時間で完売はしたものの、1人上限50千円ということで、最少で800人しか買えないところへ1,000人以上の方が列をなし、最終的には200人程度の方が並んだにもかかわらず買えなかったということで、谷議員がおっしゃるように、当日の販売方法等について苦情やご不満のお声をいただいたの

は事実でございます。長時間並んだ上に買えなかった方には、まことに申しわけないと思っております。また、当日、町の総合健診と日が重なったこともあり、健診に行ったので買えなかったと言われる方もいらっしゃいます。

さて、今回のプレミアム商品券の販売の考え方でございますが、もともと国からの交付金が19,000千円程度しかないので、住民の方全員に商品券が行き渡ることがないという前提ではありますし、一方で町内に使える小売店も少ないということから、プレミアム率を高くしないと売れないのではないかという心配もあって、結果的には美浜町としてプレミアム率を40%上乗せをし、1人最大50千円としたことで800人しか買えない可能性はあるものの、当日並んだ順に早い者勝ちという販売方法を選択したものでございます。

また、総合健診と重なった件につきましては、当初7月1日からの販売も考えたのですが、早い者勝ちという販売方法とする限り、日曜日にしないと仕事で買いに行けない方も多いのではという判断で日曜日の販売としたものでございます。

交付金の趣旨が消費喚起という目的ということもあって、ある程度大きな買い物をしてもらうには1人当たりの限度額を引き上げる必要があります、そうすることで買える人の人数が減ってしまうのはいたし方ない部分もあり、繰り返しになりますが、当日長時間並んだ上に買えなかった方には申しわけないのですが、美浜町としてはそういう販売方法を選択したということでございます。

その後の利用状況でございますが、8月末までの2カ月で既に29,550千円の換金請求があり、52%以上の消費があったこととなります。消費喚起という点では順調に推移していると考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） この当日は、ご存じかと思いますが、私自身も現場におりました。ある程度、当日の流れ、動きというのも理解しておるつもりでございます。実際、喜んでいらっしゃる方もおられましたし、一概に全てが悪いというような趣旨ではございません。見通しの甘さ、ここは一つしておくほかはないと思っております。

私自身も、販売前から人が殺到するのではないか、あるいは売り切れるのかなど、そういった心配の気持ちも少し持ち合わせていたことも事実であります。結果論となりますが、売れない心配よりも当日の混乱の備えを万全になすべきであったと、そういうことだと、私自身も理解しております。

それから、日程が重なったことについて、当日のことで言えば、商品券の販売、それから健診とであります。今回のことで縦割り行政を指摘すると、そういうところまではいかないと理解しておりますが、庁舎内各課の横の繋がり、あるいは連携をもう少しとっていただいて配慮なすべきこともあるかと思っております。

この日程と重なる事柄に付随してではあります。過日、中央公民館の夏休みの子ども講座として一緒に絵を描こうという美浜町出身の有名な方ですけれども、画家の方が講師

として町内在住の小学生を募集し、3日間にわたり講座をとということでありました。しかしながら、申し込み後、ある家庭のお子さんが選ばれたまでにはいいんですが、日程が小学校の登校日と重なると、こういうことに対して私のところへ相談がございました。このあたり、関係課にも問い合わせがあったと聞いております。イベントが3日間であるという日数的な猶予はあったかもわかりませんが、そもそも重なるという日程の予定であったならば、これもまた配慮なすべきこともあったのではないかと思います。

お話を聞くところでは、学校側、それから担当課さんへ電話した際に、親御さんの判断にお任せしますと。学校に行くのか、絵の講習に行くのか、そこはもう親御さんにお任せしますということだったそうであります。そう言うほかはなかったということかもわかりませんが、私自身、感じるところとしては、ちょっと責任が宙に浮いているような印象を持ちます。このあたり、地方創生とは直接的には関係ないことかもわかりませんが、当日のいきさつ、そのイベントに関してのいきさつ、それから考えるところあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

まずもって、今、谷議員のお尋ねのあったその公民館の講座につきましては、後ほど担当のほうからということですが、この地方創生の全体的な考え方ということで、私自身、申し述べたいと思います。

谷議員おっしゃるとおり、私自身は、消費喚起ということ言えば、それはそれなりによかったのではなからうかなと思います。ただ、当日でございますが、やはり多くの方が並ばれて、そしてその中で200人程度の方が購入できなかった。さらにその上でございますが、長時間並ばれたというふうな形のことに関しましては、この辺はもう少しスムーズにいくような形の検討を前もってすべきではなかったかなということでも反省はしてございます。

これに関しましては、多くの方が並ばれて、そして整理券をそこでお渡しするのですが、少し待ちの姿勢でお渡ししていたのを、もう少し前もって自分がその列のほうへ行っておれば、もう少し4,000セットのはけ口というか、その枚数等々も時間的にはもう少しスムーズにいったのではなからうかなということでも、担当課とも協議というか、後の反省ということもしてございます。

それと、健診ということですが、大変これにつきましても申しわけなく思っております。決して、谷議員、縦割りばかりではないかと思います。健康カレンダーということで、これは4月当初ですけれども、各ご家庭にということでお渡ししておるんですけれども、そこへ、決して逃げではないんですけれども、このプレミアム商品券ということで入って来て、その中でももう少し配慮の面でこちらのほうも欠けておったと思います。ただ、言いたいのは、あくまでも、横の繋がりがなかったとか、そういったことではなかったと、私自身も認識してございますし、今後もそうでございますが、いろんな行事がで

きるだけ重ならないように今後も配慮してまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） 谷議員にお答えいたします。

絵画を描こうということで、小学校の子どもさんを対象に夏休み子ども講座を持ったわけですけれども、5、6、7の3日間おったんですけれども、6日の日に登校日ということで、日程調整はしたつもりなんですけれども、ちょっと詰めが甘くて申しわけなかったと思います。

その日については、学校とも協議の上、どちらに来てもいいですよということで、それでその日抜けても前後の日はどうぞ来てくださいということでお願いしたんですけれども、今後もっと詰めるようにしていきたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 町長、私も、別に縦割りを指摘しているわけではございません。横の繋がり、ひょっとすると日程の調整ですから、そこまでもないというような印象も持っております。

日程の重なることについて、これ絵を描く募集要項の紙ではあるんですけれども、例えば日程、親御さんはひょっとしたら登校日やとわかっていても申し込んだのかもわかりません。そういう意味での配慮として、例えばここに日程についてご確認の上お申し込みくださいと、そういうようなニュアンスで書いておれば済む話なのかなというような気もしております。細かいことばかり言うて、申しわけありませんが。

それから、このイベント自体については、取り組みとしては非常に素晴らしいことだと思っております。美浜町出身の画家の方が美浜町の子どもさんに絵の講座をする。町にとっても喜ばしいことだと思っております。ただ、そういったちょっとしたところで傷が付くようで、少しもったいないなというような印象を持っております。しっかりした対応をお願いしたいと思います。

それから、地方創生に付随してではありますが、これ通告にもなかったものですので、細かいところは結構ですので、町長の感じるところを答えていただきたいと思います。

人口ビジョンについてであります。

我が町でも人口ビジョンの策定がされておりますが、過日、御坊市の人口ビジョンが紙面に掲載されておりました。2060年、御坊市において人口が14,339人となる予想が出ております。我が町を含め日高圏域の生活の拠点であり、雇用の問題等を鑑みましても、我が町の大半がサラリーマンであることも考えても、その影響は我が町にも多大なものであり、幅広いものになることは容易に考えられます。言い方を変えれば、御坊市の取り巻く現状が我が町において下支えになっている現行において、御坊のじり貧、衰退が我が町においても衰退を招きかねないと考えられます。もちろん、美浜町においても人口の減少は免れないものとなっており、ともに人口減少を考える上ではそれなりにバランスは保たれるのかなとも考えられますが、美浜町への影響、これを考える上では、私自身、

非常に懸念しているところであります。今の段階で結構ですので、町長として将来の御坊市の状況が与える美浜町への影響について、お考えあればお聞きしたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。谷議員にお答えします。

御坊市の影響というよりも、これは、それこそ増田さんが言われて、そして地方創生というような形がいろんな波というか、動きが出てきたと、私自身、認識しております。地方創生の第一義といいますと、やはりこの人口という形だと、私自身も認識してございます。

御坊市は例にとるんじゃなくて美浜町だけで申しますと、やはりこの少子高齢化の中で人口が減ってきておるのが現実でございまして、2060年というような形の推計でも減ってきてございます。全国的にもそうなんですけれども、一番大きな問題といいますと、やはり未婚、また晩婚、そういったことによりまして、人口、そして少子化が増えてくるのだと、私自身、認識してございます。この晩婚、そしてあと未婚というような形をいかにそれを減らしていくか、切っていくか、そして出生率の向上、これが一番大きな問題ではなかろうかなと思っております。それには、美浜町だけではないと思うんですけれども、このいろんな地域でもそうなんですけれども、そこで住んでよかった、そこで住みたくなる町というような形で言えば、やはり第一義は、続きまして就業だと思います。そこに関しましては、なかなか一自治体ではできないのが状況だと思いますけれども、逆に、またいろんな形で議員さん初め多くの方のご意見を頂戴していきながら、この地方創生というか、人口減に対しまして今後とも歩みをとどめることなくやっていきたいなと、このように思います。

○6番（谷重幸君） ちょっと、もう一回同じところいいですか。趣旨がちょっと違ったんで。

○議長（鈴木基次君） 今の問題ですか。

○6番（谷重幸君） はい。

○議長（鈴木基次君） ちょっと、今、通告になかったんでね。

○6番（谷重幸君） わかりました。

○議長（鈴木基次君） この問題に関しては、もう、今、町長の考え言うてくれたんで。

○6番（谷重幸君） はい、わかりました。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 私自身、先的美浜町を考える上で御坊市というのが一つ大きく関係してくると、私自身は思っております。雇用からの何からにしてもそうですけれども、拠点が御坊である以上、御坊市の衰退が我が町に影響あることは間違いないと考えております。

地方創生についてでもありますが、国の指針として各市町村単位でいろいろと考えてやりなさいよとされているわけでありまして、私自身は、もう少し視野を広げて広域に考え

ることもまた必要ではないかと思っております。

地方創生については以上です。

続いて、美浜町学童保育についてであります。

6月定例会において、学童保育、和田、友遊クラブについて質問をさせていただきました。質問としては、受け入れ人数の拡充、他の施設の利用または耐震を満たさない建物の利用、解体、新設、それから地方創生を絡めてというところ、全体的な見直しが必要ではないかという指摘をさせていただきました。

答弁としては、友遊クラブの状況、和田地域におけるニーズは把握しているとのことで、解体を含めた解決策として町の財政を鑑みながら、よりよい方向を探っていくということでありました。

それから、地方創生と絡めてというところですが、ソフト面のみでの対応となることから、現実的には今現在ある耐震を満たさない建物、これをどうするかというところが焦点になってこようかと思えます。私自身の考えとしては、既存の敷地内での施設整備、また指導員を含めた人員確保により受け入れ人数を拡充するということが望ましいと考えております。町も同様の認識と解釈しております。

以上を踏まえ、幾つか質問します。

全体的なところ、また部分的なところ、進捗状況があればお伺いしたい。それから、これからこの問題に対してどう対処されるのか、考えあればお伺いしたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の2点目、美浜町の学童保育。

1点目が、全体的なところ、また部分的なところ、進捗状況でございますが、平成27年4月から始まった子ども子育て新制度に伴って、放課後に子どもへの保育対応が困難な家庭の児童に対する学童保育での受け入れ対象が小学校6年生までと拡大されました。町としても、受け入れ可能な範囲で、できるだけ住民のニーズに応じていかなければならないと考えているところでございます。

このような状況の中、議員がご指摘のとおり、和田地区の友遊クラブにおいては、定員の上限に限りなく近い受け入れを行っている状況であったり、老朽化した施設が現存していたりといった状況でございます。現状においては、今後のよりよき状態の構築をめどに調査を進めている段階にあります。現状の施設のままで受け入れ人数を増やす方法、既存老朽施設を撤去した上で施設の増築をする方法について、その適切さを検討している状況にあります。

2点目のこれからこの問題に対しどう対処されるのか、考えあれば伺いたいとのことでございますが、まず受け入れ人数の拡充については現在おおむね40人以下としているところでございますが、施設の規定からはある一定の増員は可能であります。よって、おおむね40人以下という要件の具体的解釈を緩和することが考えられます。

次に、既存の老朽施設につきましては撤去することが望ましいと考えております。先ほ

ども申しましたとおり、現在、その撤去方法について調査しているところであります。また、既存施設の増築については、財政状況を勘案しながらその方向性を検討しているところであります。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 40人という枠を緩和すること、あるいは増築に向けてということ、老朽施設の撤去についても前向きに進めていただけるものと解釈します。

この問題に対しては、複合的に解決することが求められるものであると考えております。受け入れ人数の拡張、それから老朽施設についてであります。私も、現場において何度か訪問、見学させていただいたこともございます。非常に元気に、にぎやかに子どもさんが過ごしておられる中で、指導員の方々のご苦労もお見受けする状況もございます。そのあたり、受け入れ人数拡充においては、もちろん指導員の確保というところが間違いなく必要であると感じたことであります。そのほか、もう少し、これは指導員の方々からの要望でございますけれども、運動場を広く使いたい。今ある運動場については、狭いのは確かだと思います。そのあたりの要望も把握されていると思います。このように、複合的に解決を求められると思いますが、幾つか具体的などころをお伺いしたいと思います。

1つ目、学童保育の施設整備、これに係る補助金があると思いますが、耐震補強等、改修に係る費用について補助金対象となるのか、それが1点。実際、費用どうのこうのというのは、私は、ちょっとわかりませんが、ちょっと具体例として一つ挙げさせていただきたい。例えば、これ皆さんわからない方にはちょっと申しわけないですけども、既存の老朽施設の一部である講堂といいましょうか、今イベント等でたまに使うようなスペースがあるんですけども、そこに耐震補強、改修をかけて、残りの老朽施設については解体。これによって運動場の広さを確保するとともに、受け入れ人数の拡充に十分なスペースの確保ができるのではないかと。それと、また費用の抑制にも繋がると考えますが、このあたり、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 谷議員にお答えをいたします。

まず、耐震を行った場合に補助金というご質問だったかと思うんですが、耐震のことについては平成24年度にそのことについて検討した資料が今残っております。その中で幾らぐらいというその資料あるんですけども、その中で耐震の補助が幾らぐらいあるのかということについては、今のところ、私のほうではまだ把握ができておりません。ただ、谷議員がおっしゃった運動場を広くしたら使い勝手がいいということについては、例えば今ある老朽化のところを全部、例えばとってしまったら、その分、運動場が広がるかということでもあります。それで、例えばその後新しい教室みたいなのが建つ場合に、建つ場所を運動場の端っこというんですか、そこへ建ったらそういうことが解消するということがございます。撤去だけのことにつきましては、補助というのはなかなか難しい。ただ、新しいものを建つということについては、今のところ、私、把握している段階で半分の補

助というところまでは把握しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 専門家でもございませんので、はい、もうお任せしたいと思いますが、いろいろ調査等されているということですので、ぜひ子育て教育、美浜町として誇れる環境を整えられることを期待したいと思います。

続いて、煙樹ヶ浜漂着ごみ対策であります。

過日の台風11号及びダムの放水等の影響により煙樹ヶ浜に打ち上げられた漂着ごみを産業道路付近へ集積する作業を行っているところではあると思います。委員会等での指摘もあったと思いますが、改めて質問させていただきます。

景観の悪化はもとより、産業への支障は多大なものがあり、漁法上、地引き網への影響は大きく、浜のごみはもとより、海中・海底のごみなどの影響により、被害がより長い期間にわたるものとなっているのが実情であります。美浜町として当初より回収事業として予算を組まれ、さらに今回のように台風での漂着ごみの産業にかかわる部分、これについて初動対応に係る予算もとられ、被害対応に当たられる。産業を守る観点より、美浜町の姿勢として評価できる部分だと理解しております。

その一方、煙樹ヶ浜全体を見ますと、毎回台風の被害の後に見られる集積されたごみ及び未回収のごみがあるまま長期間にわたり放置されるというのが現状であると思います。さまざまな事情等あると思いますが、産業にかかわる部分を含めて、浜、海中、海底のごみについてより迅速に回収、処理に対応することが必要であると考えます。

以上を踏まえ、質問いたします。

1つ目、煙樹ヶ浜にごみが漂着後、浜あるいは海中、海底ごみについてより迅速に回収に当たる手立てはないのか。

2つ目、県、関係市町の初動の対応を含めた協力体制、これの構築はできないものか。

以上、2点答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の煙樹ヶ浜漂着ごみ問題。

1点目、迅速な対応を。煙樹ヶ浜の漂着ごみ対策につきましてお答えいたします。

先日の台風11号により海岸に漂着した大量の木片等の海岸漂着物に関しましては、海岸管理者である和歌山県と協議の上、煙樹ヶ浜の伝統的漁法である地引き網漁の操業への影響を考慮し、その操業区域の早期回復を最優先とし、予算を専決処分させていただき、集積作業を実施した次第であります。

現時点では集積作業が完了し、今後は海岸管理者である和歌山県において和田から本ノ脇にかけての集積作業と漂着物全ての処分が実施されることとなり、工期末は1月上旬、設計時の処分量が708m³で既に発注されているところであります。

さて、1点目のご質問でございますが、美浜町といたしましては、地元漁業への影響を

最小限とするため、緊急的に海岸管理者にかわって陸上部分におけるその除去・集積に当たった次第であります。

一方、海中や海底のごみや木片・流木等につきましては、実際のところ、作業が開始されてからでないとその状況を把握できないのが実情であり、過去の例からも海底に沈んだ流木による漁網の破損や漁網への木片の混入といった事態も数多く発生しているのが実情で、その都度、河川流出物等回収事業や潜水士船による回収で対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、漁場の保全を最優先として早期対応を図っていくとともに、議員ご指摘のとおり、一日でも早く海岸漂着物を搬出処分することこそが美浜町のシンボルである風光明媚な煙樹ヶ浜の景観保全に繋がることにもなりますので、現在集積されている漂着物につきましては、できるだけ早く処理されるよう和歌山県に働きかけていきます。

2点目のご質問でございます。

県、関係市町の初動対応を含めた協力体制の構築に関しましては、海岸漂着物の処理については海岸管理者が行うべきものでありますが、地引き網漁への影響を最小限にとどめるため、迅速な対応とその負担につきまして和歌山県と十分協議・調整を図っていくこととし、その処分費等の問題についても、和歌山県や日高川流域市町と協議してまいりたいと考えます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） このあたり、難しい問題ではあるかと想像いたしますが、煙樹海岸は県の和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画、これの中において回収処理対策の重点区域に指定されております。その中で、処理主体について関係市町、海岸管理者等々の協力体制を、こういうことを強くうたっております。処理の時期等についても、さまざま要因を踏まえ、可能な限り処理等の時期について調整を行い、より効果的な回収処理を行う旨をうたっております。

中身についてここでどうこう言うのは控えますが、このあたり、考えようではまだ協力体制、それから迅速な回収について追及する余地はあるのかなと、私自身、考えております。日高川の下流域に位置する美浜町、また煙樹ヶ浜を有する美浜町の宿命である。こういうことも考えられますが、被害については先ほども述べたとおり、景観を考える上でのこと、産業にかかわること、それが長期にわたって影響するものであるという指摘ですが、実際の被害について、目に見えているごみ、そういった大きなごみが産業活動への影響を考え、迅速に回収していただきたいものでもあります。その被害におさまらないということのを改めてここで指摘しておきたいと思っております。

先ほど、一部海中・海底のごみ、こういう表現で指摘させていただきましたが、これが与える影響について産業の衰退の助長をするものとなっているという現状がございます。地引き網操業に際しごみがあるためできない、ごみが引っぱり思うように操業できない、

あるいは網が破れることによって漁にならない。そして、ここで一番大きいのが、ごみがあるため商品にならないということです。売り物にならない。

ここで、私の指しているごみというのは数ミリのものです。1mmから5mm、1cmまでのごみのことを言うております。恐らく、答弁いただいたごみのイメージとしては大きいごみだと思えます。網にひっかかるような大きいごみかと想像しております。このあたり、ここの地引き網で漁獲物を扱う業者、これにあつてはその物を買えない、ごみがあるために物を買えないという悪循環となり、その被害は漁業者の後ろにある水産業者にとっても死活問題になり得るところでもある。

被害の状況を考えるに当たっては、場所で説明しますと、特に煙樹ヶ浜東側、浜ノ瀬の前、新浜の前、このあたりの沿岸、海底においては日高川河口、また日高港湾全体の形状により川から流入した細かいごみの滞留、また泥等の沈殿は避けられない環境にあること、大きなごみは取れてもそれ以下のごみについては取れず、そういったごみが底に滞留することにより、地引き網操業の際、深く網を入れれば底をかくことによりごみ及び沈殿物がそれと同時に舞い上がり、ともに網に入るといふ事情でございます。

漁師に至っては、このあたりの事情を踏まえ、操業を取りやめる日も少なくありません。かといって、休めばなくなるものでもございません。沈殿物は、そういった細かいごみについては滞留していると、恐らく、私自身が思うには、間違いないのかなと思っております。もちろん、シラス以外への魚種への影響、さまざまな漁業への影響も少なくないと考えております。このあたり、被害は年に数回の台風、またダム放流等、その下流域にある日高港湾全体の形状を考える上でその改善が見込まれない限り、被害も永続的に受けるものであると考えます。

事実上、現時点において数字的にどれだけ損だったという算出の仕方はできないと思っておりますが、漁業組合美浜支所において水揚げ、売り上げにももちろん反映していると考えています。水産業者等々まで含めると、被害は、私は、はかり知れないと考えております。町の認識においてごみが浜に流れ着くだけにとどまらず、その被害の大きさ、悪循環の招く被害、町の産業の衰退を招く一因となっていることをご理解いただきたい。

こういった被害について、この実態をどう捉えるのか。町長として考えるところあればお聞かせ願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

谷議員が言われるとおり、私自身も、第一次産業、ましてや全国で、どうでしょうか、1,700有余の自治体の中で海岸立町の中でこういった形で地引き網をしているような自治体というか、町といえば恐らく全国広しといえども美浜町だけではなかろうかな、この地引きのシラスですけれども、のような形の認識をしてございます。ということ言えば、本当、古来の漁法かもわからないですけれども、伝統漁法ということで、私自身、できるだけ守っていききたい、そしてこれを後世に伝えていききたいという認識も持っております。

ます。そういった形の中で、もちろん谷議員がおっしゃるとおり、県のほうにもいろんな形で要望・陳情もしておるのが実情でございます。第一次産業ということで、農林漁業でございますが、漁業に関しましても、やはり漁獲高の減少、そして魚価の低迷等ともございます。そういった形の中で言えば、やはり美浜町を今まで引っ張ってきた第一次産業の漁業でございます。できるだけ、町のほうもいろんな形でバックアップ、今後もしてまいる所存でございます。

ご存じの、少し外れるんですけども、婚活というような形でも現在は担当課のほうで計画立案してございます。そういった形の婚活にも、そのイベントということで地引き網漁もその中に入っているような状況でございますので、今後とも、地引き、そして加工シラスということに関しましたらば、できるだけ町としてもいい意味でのバックアップをしてまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 私が言っているのは、ごみの被害でございます。ごみの被害の現状を訴えているつもりでございます。

実際、私の家なんかでもそうですけれども、細かいごみがたくさん混ざったシラス買いません、漁師から。そういったことが、各業者においても同じだと考えておりますけれども、悪循環の招く結果、それからごみの対応として、どうしても大きなものに目が行くと考えますけれども、その被害でおさまらないという現状を伝えているつもりでございます。

データ、被害として実態を美浜町として把握していただきたいと。データというのはどこまでとれるものかもわかりませんが、持つておくべきであると考えております。漁業を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中、そこに追い打ちをかけるようにこのごみの問題があるのが現状です。大きなごみではございません、細かいごみです。海の底の状況というのが、恐らく変わって来ておることは、私、間違いないと思っております。もちろん、今まで釣れていた魚が釣れない。魚種によっても魚がなくなっておる、魚が釣れない、そういう状況もございます。大きな話になるおそれも、私、この先、出てくる可能性はあるなど思っております。ダム及び日高港湾が、今の浜ノ瀬の新浜、あの海域にどのような影響を与えているのかということについて非常に危惧しているところでございます。

浜のごみの問題については以上です。

続いて、煙樹ヶ浜、浜ノ瀬地先海岸における浸食、高波対策についてであります。

第1回、第2回定例会に続き質問いたします。

より恒久的かつ抜本的な対策を早急に要求するものであります。現状は周知のとおりとし、対策工について質問します。

現在行われている堤防のかさ上げについて。当初、議会、住民説明会等で説明されておりました50m掛ける2ということでありました。それは、現実には40m掛ける2ということであり、理由を説明いただきたい。

それから、かさ上げの延長についてであります、400m区間全てにわたって継続し

ていく認識は、町振興局ともに同じ認識であるとの答弁を前定例会でいただいております。これについて、予算の確保はできると解釈してよろしいのか。計画的にやっていくという解釈でよろしいのか。

それから、対策工として示された消波ブロックの積み直しについて、決まっている予定等あればお伺いしたい。

それから、以前行われた布団かご等破片の撤去であります。連日の波により影響がさらに見えます。対処するお考えはございますか。

現在、日高港湾の浚渫土を海岸に投入というお話が出ておりますが、予算等制約がある中、現場に対し何かできることをと、そういう考えは理解いたします。しかしながら、繰り返す現場の状況、また崩壊される現場を考えたとき疑問を持つのが正直なところであります。仮に搬入するならば、より恒久的な工法について模索し、何か違う形で示せることはできないのか。

それから、抜本的対策及び第2期計画についてであります。

抜本的な対策に向けて大掛かりなハード工事が予想されますが、それに向けた具体的な動き、また考えはあるでしょうか。

それから、第2期工事の町としての判断、それから意思は。それから、県の判断、意思は。

続いて、第2期工事計画着手の可能性は。

それから、浜ノ瀬地先海岸における調査、進捗状況は。

以上について答弁をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の煙樹ヶ浜海岸保全対策ということで、対策工について谷議員のご質問にお答えいたします。

日高振興局建設部において発注されている浜ノ瀬地区海岸における防波堤のかさ上げ工事に関しましては、工期末が10月13日、現在、鋭意工事が進められているところであります。

発注に当たり詳細に積算したところ、20,000千円という予算上の制約から、浜ノ瀬えびす公園付近の第1工区、紀洋化成付近の第2工区とともに当初の発注数量をかさ上げ工40mとし、その後入札差額をもって施工延長を延ばすということで、現時点において東側の第1工区が50m、西側の第2工区が45mとなるであろうとの報告を受けております。

このかさ上げ工事につきましては、来年度以降も継続して実施していただくよう、越波の危険性が高い400mの区間を必ず施工していただくよう前議会後も申し入れしているところであり、日高振興局建設部においても共通の認識であります。

次に、消波ブロックの積み直しに関しましては、発注時期は今のところ未定ですが、今年度中に実施するという答えをいただいております。ブロックが沈下している箇所につきまし

ては現状より1列後方に下げて積み直しすることとなります。

また、最近の台風により新たに破損した布団マットや蛇かごの残骸につきましても、漁業の操業に支障を及ぼさないように対応していただけるとのことです。

次に、国交省和歌山港湾事務所が事業主体で行っている日高港塩屋地区泊地浚渫工事で発生する浚渫土の活用策に関してでございます。

先日8月26日、浜ノ瀬自治会役員の方々に陸揚げされた浚渫土を見ていただき、次の工程として海岸管理者である和歌山県と国交省との間での実務協議に向けて動いているところでございます。この浚渫土の活用策自体、谷議員や地元自治会から再三ご指摘いただいているとおり、応急処置的な対策でしかないことも理解しているところでございますが、事業化にはある程度時間を要する恒久的かつ抜本的な対策が見出され、軌道に乗るまでの間の対策としては被災以前の状態に復元しておかなければならないと考えているところであります。

ご質問にあるところの何か違った形でとのことにつきましては、国交省と和歌山県との間での費用負担調整では従前と同程度のものとなります。

2点目、抜本的対策及び第2期計画。

さて、抜本的な対策に関しましては、先日も県庁港湾漁港整備課及び日高振興局建設部河港課、美浜町産業建設課の三者による協議を行ったところではありますが、具体的な方策を見出すに至ってはございません。

港湾事業においては、具体的な背後地の利用計画を町が示す必要があり、また海岸事業においては、専門的知見と検証に基づいた具体的な対策方法を県から示していただく必要があります。いずれにいたしましても、この浸食・崩壊した浜ノ瀬海岸の問題を解決し、地域の皆様に安心していただくには、事業着工から完了まで長い年月を要する大規模なハード事業によるほかはないと認識しているところであり、港湾事業、海岸事業の両面から比較検討の上、一刻も早く最善の方策を講じていかなければならないと考えています。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 今現在行われている対策工、いわゆる応急的な対策についてということですが、もちろん、町としてもより恒久的なもの、これを追求して対応をしていただきたいと思えます。

その一方、抜本的な対策が要することも、町においても、振興局においても共通の認識があると、これをやらないことには現場の解決はないということも十分わかっていただいていると思えます。3月、6月と、この場をかりて、問題の提起あるいはその解決法に向けて質問をさせていただいるところではありますが、町長、これ今いかがでしょうか。管理者であるのは県でございますが、大きなハード工事が要る。それに向けた話というのは、今、県の中で誰かしているのでしょうか。県の中です。この問題自体、県のテーブルに上がっているのでしょうか。私、非常に心配しております。もっと、町長としての考え、それに行動が伴わないことには、こういった大きい話というのは前に進まないような気は

しております。どこどこが草が伸びてきたとか、そういうレベルの話ではないと思います。

答弁いただきましたけれども、消波ブロックの積み直し、布団マット、蛇かご、浚渫土の活用、これがこの十数年間です。繰り返しです。この対策の中に、どこに解決の要素があるんですか。応急的対策、応急的対策、十数年間やっています。これの中に、どこに解決の要素があるんですか。

何を言いたいかと申しますと、答弁されたように、大きなハード工事が要ります。港湾事業において、今、答弁されましたけれども、港湾事業においてこれも第2期計画を含む港の整備の事業です。これについては、具体的な背後地の利用計画をまちが示す必要がある、町が示す必要があると書いています。それから、海岸事業においては対策方法を県から示していただく必要があります。これ、見たら、もう何をやったらいいかわかるんじゃないんですか。この今の言葉を聞いて、浚渫土を入れる、玉石を載せる、それと何の関係あるんですか。町長としてやる気はないとは思いますが、もう少し積極的に動いていただいて、この話を何とか前に進めるんやと、それぐらいの意気込みをもらわんとこういう工事というのはできないん違いますか。大きな工事が要ります。これは、明白なわけであります。どうするんですか、町長。答弁ください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、私自身もそうでございますが、町としまして、町の代表といたしまして、県のほうに要望ということも言ってございます。基本的に大きくくくれば、これに関しましたらば、県土整備部というような形になってございます。その部長というような形にも、また港湾空港局ですか、そこの局長にも私自身が話もしてございます。

過日でございますが、たしか8月5日、これに関しましては各郡の町村会のほうで、各郡の要望ということで知事のほうに要望・陳情のケースもございました。町の、私のほうでは、この美浜町で何よりもこの重点というような形の中で言えば、この浜ノ瀬から本ノ脇地区にかけての高潮時の台風等々の形の中で強く熱く要望もしておるのが現実でございます。ただ、県のほうも、なかなかやはり大きな費用もかかる中で即座にいけないというのが実情でございますが、谷議員おっしゃるとおり、今後もそうでございますが、今後も汗をかいていきたいと思えますし、逆にまた谷議員とともども県のほうにも行かなければならないのではなかろうかなと、このように思っております。

あと、ちょっと詳細につきまして、担当のほうからもご説明させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 県のほうでも話ししているということですが、町長、手応えありますか。動きそうですか。私は、そうは思っておりません。協議、検討、誰か今しているんですか、県のほうで。誰か進めている人、おられるんでしょうか。

第2期工事の判断等々について先延ばしにしているとか、そういう言い方はしませんが、これは、現実問題として仮に県のほうで話が上がったと、それから実際に着工までこれ何

年かかるんですか。着工までですよ。いろんなところ行って、いろんな話をまとめて、いろんな計画が上がってきて、その中で着工するまでこれ何年かかるんでしょうか。ほかの港なんか参考にしましても、着工から完成までスパンとしては平均的には20年あるいは30年後、そういったような計画の中で整備されている港が多いと思います。これ、50年後ぐらいになってきますか、今から動き出せば。わかりませんが。

私の意識としては、そこまでのスパンはとても考えておりません。前定例会でもお話ししましたけれども、この港の当時のいきさつからしても、恐らく話すら簡単に進まないでしょう。そのあたりまで加味すると、これいつになるんですか、町長。その話のスタートラインにも立っていないんです。この今の現状をどうされるんですか。先ほども言いましたけれども、いろいろ担当課においてはご苦労もかけているところもあると思います。しかしながら、浚渫土をまた入れる。そのどこが解決に向かって行っているんですか。

いろんな諸事情は理解はするつもりでございます。ただ、住民からすれば何をしやんのよと、また土入れるんかい、ほったらかしかい、これが現実の声ですよ。先ほどから言うていますけれども、解決に向けて何もできていないということを改めてここで指摘させていただきます。

町長、私も一議員として、もちろん、先ほど一緒に出向くような答弁もされましたけれども、できる限りのことはします。できる限りの行動もします。担当課さんにおいても、さまざまなご苦労もこれからもかかることでしょう、何十年と。これは、町長、ぜひ前に進めたいと思います。改めていかがですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

いろんな形で、この港湾計画もそうでございますが、長いスパンがかかります。そういった形の中でもそうですが、確実に、着実に一步ずつ前に行かなくては、本当、何もできないのが現実だと思います。谷議員おっしゃるとおり、私も、今後ともでございますが、担当課もそうでございます。私も、そうでございます。一生懸命前に向かって汗をかいていくつもりでございます。

ただ、本当、この港湾計画ということで言えば、方向性というんですか、昭和58年に重要港湾に指定され、本当難しい問題であるということは、谷議員とともに思いながらも前に進めていきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 町長、もっと明言してください。ここの問題、私、解決しますと。それぐらいのこと言ってください。お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員とともども前向いてやっていきたいと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） もう一回だけ。

はい、谷議員。

○6番（谷重幸君） 前に進めます。町長、覚悟決めてください。前に進めます、ここの問題を、はい。

それから、ちょっともう一点だけ。もう一点、この場をかりてちょっと資料の請求開示をお願いしたいと思います。

日高港湾第1期計画工事に付随して、恐らくこの浜、この海の潮流、また産業にどのような影響があるかというような影響調査、海洋調査が行われたとっております。当時、美浜町にも特別委員会等あったということで、当時からおられる同僚議員には開示されておる資料かございませんが、私自身、持ち合わせございませんので、そういった影響調査についての資料、もしあればお願いしたいと思いますけれども、ございますでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 早速、調べてご提供させていただきます。

○6番（谷重幸君） 以上、質問を終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は2時45分とします。

午後二時三十一分休憩

—————
午後二時四十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

5番、龍神議員の質問を許します。龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい。5番、龍神初美でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

日高川水系河川整備計画作成と実態把握について質問いたします。

先日、8月21日付の地方紙に「日高川水系河川整備計画おおむね了承。西川対策で地元住民が理解しやすい資料をつくるよう要望」と報道されておりました。恐らく、これは近年の災害の大きさ、多さから和歌山県が河川整備を進めるに当たり、その整備指針にするものだと理解しています。しかし、河川整備は複雑かつ莫大な費用もかかり、今も昔も容易には解決できない問題だと誰もが認識している課題です。それだけに、この計画の重要性が非常に高いものと聞きますし、私も考えます。そこで、改めて幾つかお尋ねいたします。

和歌山県の実施主体の計画である現時点で説明を受け、協議している範囲で結構です。

1点目は、日高川水系河川整備計画は今後20年間をめどに実施する事業メニューを盛り込んでとりましたが、この計画は第何次計画なのでしょうか。また、何年度から開始されるものなのでしょうか。今、なぜ見直しに至ったのでしょうか。お尋ねいたします。

2点目は、この整備計画の作成に当たり、整備計画素案については、大学教授を初め、学識経験者から意見を聞いたとありますが、策定の委員構成などに各市町からも委員に

入られるのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目は、西川対策で地元住民が理解しやすい資料をつくるよう要望があったとあり、整備計画も今年度末を目標に策定と報じられていました。私は、今回20年間めどの整備計画を策定するのならば、現状関係地域の意見を盛り込んだ計画にしてもらいたいと希望します。今年度もあと半年余り、現状を地域からも聞き取って策定してもらうことは可能なのではないでしょうか、お尋ねいたします。

4点目は、西川は日高川の河口部ぎりぎりのところで合流しているため、日高川水系となりますが、河川全域からすると流域面積などはごくわずかだと思います。しかし、日高平野の中では西川を本流に、下川、斉川、東裏川、志賀川、和田川と5つの支流が合流した複雑かつ重要な役割を果たす河川エリアだと思います。整備計画を考える上で、それぞれの流域エリア等の確認をお願いいたします。

5点目は、具体的に事業メニューにも触れていましたが、私が非常に興味を持ったものとして、下川上流部の御坊市、通称18m道路の地中に放水路の設置、日高川に放流するというところです。この事業を取り上げても大事業であり、その効果も絶大だと思います。西川水系に関連したものとしては、どのような事業メニューとなっているのでしょうか。

以上について、町としてどのように把握しておられますか。わかる範囲でお答え願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の日高川水系整備計画作成と実態把握についてということで、1点目が、日高川水系整備計画は第何次計画なのでしょう。何年度から開始されるのでしょうか。今、なぜ見直しに至ったのでしょうか。龍神議員の一般質問にお答えいたします。

河川の整備に関しましては河川法第16条におきまして、「河川管理者は、計画高水流量その他当該河川の工事及び河川の維持についての基本となるべき方針を定めておかなければならない。」と規定されており、平成13年10月において二級河川日高川水系河川整備基本方針が河川管理者である和歌山県により策定され、日高川の概要や計画高水流量、適正な利水、環境の保全などといったことが抽象的に定められています。

さて、ご質問の本題である日高川水系河川整備計画についてでございますが、河川整備に関しましては河川法第16条の2において、「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、その整備計画を定めておかなければならない。」とされており、和歌山県が今後20年間において日高川水系にて計画的に実施する河川工事の対象区間・期間・目的・内容等について、今般策定しようとしているものがあります。

現時点では、計画素案から原案への切りかわりの段階ではあるものの、日高川（浅間地区・皆瀬地区・三十木地区・田尻地区・坂野川地区、船津地区、平川地区、入野地区、若野地区）と、西川、下川、斉川、堂閉川に係る河川整備の内容が記されており、当町に関

係する部分では、西川の流下能力向上対策として、西川大橋付近から日高町との境界あたりまでの間の河道掘削と護岸整備及び一部堤防の整備、東裏川の流下能力向上対策として、東裏川と西川の合流点にある千貫樋門の断面拡大、斉川の流下能力向上対策として、斉川と西川の合流点から上流に向けての河道掘削と護岸整備、これら三つの事業が整備計画に位置づけられようとしてございます。

1点目のご質問でございますが、平成9年の法改正により地域の意見を反映し、より一層具体的な河川整備の姿が明らかとなることを目的として、新たに河川整備基本方針と河川整備計画の策定が制度化されたものでありますので、見直しではなく、今回新たに策定される計画であり、平成27年度中の策定を目標に進められています。

2点目、策定の委員構成などに各市町からも委員に入られるのでしょうかのご質問ですが、河川整備計画につきましては、地域住民等の意見を聞くとともに知事の附属機関である和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会の意見を聞いて策定されるものであります。

日高川水系河川整備計画に関するこれまでの経過についても申し上げますと、河川管理者である和歌山県において、まず河川整備計画の素案が作成されました。その素案をもとに、住民等の意見を聞く機会として日高川（下流域）を考える会と称した公聴会が平成26年5月27日と平成27年6月11日に開催され、その後の平成27年7月9日においては現地視察と、3回にわたり河川管理者との活発な意見交換が行われた次第であります。

この日高川（下流域）を考える会の構成メンバーにつきましては、地域住民として御坊市及び美浜町の自治会、当町では、和田・上田井・田井畑区長や農業利水者として関係土地改良区のほか関係漁業協同組合、御坊商工会議所、御坊市・美浜町の文化財保護審議会、関係自治体として御坊市産業建設部長、美浜町副町長、日高町副町長、事務局として和歌山県河川課、日高振興局建設部、椿山ダム管理事務所となつてございまして、当町から出席された委員全員が和田川と東裏川における内水被害の現状をそれぞれの観点から痛切に訴え、その改善を強く要望したところでございます。

この住民等の意見を聞く機会を経た後、平成27年8月19日において学識経験を有する者からの意見を聞く場として京都大学名誉教授を部会長とする6名の学識経験者からなる和歌山県河川整備審議会河川整備計画部会が開催され、現時点においては河川整備計画原案を取りまとめ中とのこととでございます。

3点目、今年度もあと半年余り、現状を地域からも聞き取って策定してもらうことは可能なのでしょうかのご質問については、今後の策定過程も含めてご説明申し上げます。

日高川水系河川整備計画原案が取りまとめられた後、パブリックコメントによる県民からの意見募集を行い、再度、河川整備審議会河川整備計画部会での審議を経てようやく日高川水系河川整備計画（案）ができることとなります。その計画（案）をもって関係市町長への意見照会が行われ、その後、国土交通省の同意を得た上で正式に日高川水系河川整備計画が策定されることとなりますので、ご質問にある地域の現状を伝える機会につつま

しては、県民の皆様へのパブリックコメントと町長への意見照会のみとなります。

4点目、整備計画を考える上でそれぞれの流域エリア等の確認をお願いしますのご質問であります。

日高川の流域エリアに関しましては、原谷方面から始まる西川に対し、上志賀方面からの志賀川、富安方面からの東裏川、小池方面からの和田川、鐘巻方面からの斉川、吉田方面からの下川が合流し、さらにこれらの河川にも幾つかの河川が合流し、西川水系となっております。

その他詳細につきましては、担当課にて地図上に図示しておりますので、後日ご覧いただければと思います。

5点目、西川水系に関連したものとしては、どのような事業メニューとなっておりますかのご質問ですが、この日高川水系河川整備計画の目標・コンセプトとして最も重要視されていることは洪水による災害の発生防止もしくは軽減であり、既往最大洪水であった平成18年9月の豪雨洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを主眼に、現在西川が抱えている流下能力不足の解消と内水被害の軽減という大きな課題を実現するために必要とされる計画的な河川工事を定めるものであります。

先ほども申し上げましたとおり、西川については西川大橋から日高川町との境までの区間における河道掘削により河底を掘り下げることによって流下能力を向上させるとともに、老朽化した護岸の整備も同時に施工、また入山地区の一部区間においては左岸側の築堤も含め計画されています。また、西川と東裏川との合流点にある千貫樋門の断面を3㎡から15㎡に拡大することによる東裏川から西川への流下能力の向上対策、斉川の河道掘削及び護岸整備の三事業が本計画の素案において位置づけられているところでもあります。

一方、西川をはじめ、和田川や東裏川など県が管理する町内の河川においては、石積み護岸の老朽化や堤防における草木の繁茂など、河川の維持管理における大小さまざまな問題を抱えているのも認識しているところであり、先日も日高振興局建設部の方々と現地を確認し、実情を申し上げるとともに、その早期改修を要望しているところでもあります。美浜町が抱えている大きな問題である内水被害の軽減に繋がるこの河川整備計画が一刻でも早く実施されるよう和歌山県に強く働きかけていく所存であります。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい。再質問に入らせていただきます。

詳しくご答弁をいただき、よくわかりました。大変な手順により作成されていることを少し安心いたしました。やはり、今回新たに整備計画を作成されるということで、今後の事業実施の指針となるものと理解します。それならば、なおさら計画策定が地域の実情を十分に把握され、反映されたものでなければならぬと改めて思います。事業要望したときとして、整備計画との整合性から云々と言われることがあると聞くからです。昨年度から3回にわたり河川管理者と活発な意見交換が交わされ、和田川と東裏川においては内水被害の現状を当町の委員の皆様から痛切に訴え、改善を強く要望していただいたと伺い、

安心をしました。今後も、町として、お言葉にあったように、地域の治水課題を十分発言し、伝えていただきたいと思います。

私が地元の方々に教えていただいた中でも、西川水系においてさまざまな治水課題があると聞いています。特に、1カ所だけの対策ではバランスが悪くなることも聞きます。そのためにも、全体計画の中で少しでも順を追って対策を講じていかなければ抜本的な対策は進まないことも多いようです。

御坊市の中心市街地を流域とする下川は、河川断面も小さく、護岸も脆弱と聞きます。その対策として道路の下に排水路を設け、日高川にショートカットする方法は、素人の私から考えても効果は絶大だと思います。また、堂閉川対策についても、斉川の上流部に当たり、田井地区の西川合流部への流出水量の軽減になり、大きく洪水対策に繋がると思います。ぜひとも、早期の対策を期待します。

一方、西川本線ですが、時間降水量が30mm以上の降雨ともなれば、ほぼ毎年のように農地はもとより主要道路なども冠水します。まずは、御坊市丸山付近からの入山東裏付近の農地や道路を冠水し始めます。西川が感潮河川のため、満潮などと重なれば西川の増水はより早く、日高町小中付近の農地も冠水、入山の西側を流れる西川本線の増水により、町道の冠水とともに民家の浸水が懸念されます。その後、和田不毛一帯が増水し初め、県道はもとより、町道、農道の浸水により孤立民家が発生してきます。長いときには、2昼夜も水が引かないことがあるそうです。

今年も、台風11号の接近に伴う集中豪雨により西川が増水、ひどいところでは堤防の上から1mぐらいのところまで増水し、堤防の決壊も心配するほどだったと聞きました。特に、日高町の志賀川と西川の合流部下流は極端に川幅も狭く、過去には堤防を越流し、大洪水の一步手前にまでなったことがあると聞きました。仮に、西川の堤防が決壊すると考えると、水田地帯への被害はもちろん、住宅や老人福祉施設など数多くあり、多数の被害が予想されます。また、本流の日高川が増水すれば、昭和28年の7.18水害のような大洪水になりかねません。日高川が氾濫して堤防の決壊や越流などになれば、たちまち田井畑、田井地区を初め、日高町まで被害が及びます。平成23年9月の台風12号のときには、越流の一步手前まで来たと聞きました。これらのことからしましても、今回の計画がいかに大切であり、緊急性が高いか、うかがえます。

このように、河川改修には非常に高いハードルがたくさんあると思いますが、地震・津波対策とともに当町にとっては最大の自然災害への対応になると思われます。町長のご認識はいかがでしょうか。

それと、先ほどのご答弁の中で幾つか確認とお尋ねもいたします。

まずは、確認ですが、西川水系事業のメニューの中の入山地区の一部区間、左岸側の築堤とありますが、御倉橋から志賀川合流点までの無堤区間のことなんでしょうか。

もう一点は、千貫樋門の断面を3㎡から15㎡に拡大とありました。今は、千貫樋門は4カ所と3カ所に分かれていたように思います。3カ所の南のほうと認識しているのです

が、その認識でよろしいのでしょうか。

お尋ねのほうは、日高川を考える会の構成メンバーにつきまして、美浜町副町長とありますが、27年度に入っても、公聴会、現地視察と2回はあったと申されました。本町では副町長が不在なので、どのような対応をしているのでしょうか。町長のご認識とともに、再度確認とお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

西川というんですか、美浜町の支流というか、全体的なことを言えば日高川水系という形になろうかと思えますけれども、地震、津波、防災・減災とともに、私自身は、やはり生活していく中で言えば、もし越流等したら大変なところがございますし、先ほど私自身ご答弁させていただいたとおり、いろんな形で繁茂しておるところとか、その辺につきましても県のほうに要望・陳情してまいりたいなど、このように思っております。

そして、副町長が不在の場合というような形のご質問もあったかと思えますけれども、これに関しましたらば、御坊市同様でございますが、不在の場合は担当課長がその任になるような形で、私自身は思っております。あとの千貫樋門等に関しましたらば、担当のほうからご答弁させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

西川水系のいわゆる入山の部分の築堤の箇所というところにつきましては、今、河川整備計画という大きな計画が定められようとしております。その後、事業の実施に当たって、より詳細な計画を恐らく県は立てて、どこからどこまでの区間ということで具体的にやってこようかと思えます。ただ、今の現時点で、私も確認しているところなんですけれども、入山地区の中橋という付近において左岸のほうの築堤の整備、それから右岸についても若干整備していくというふうなことは伺っておるところでございますので、現時点におきましては、その中橋のあたりの堤防の整備ということでご理解いただければと思います。

2点目につきましては、いわゆる東裏川と西川との合流点にある樋門についてでございます。それで、龍神議員もご存じのように、あそこに2つありまして、上流側の樋門が東裏川樋門、下流側の樋門、東裏川の樋門は4門でございます。それで、下流側が千貫樋門ということで3門ということで、この計画に位置づけられております整備につきましては、千貫樋門の断面の拡大ということでご承知おきいただければと思います。

最後ですけれども、平成27年度に入りまして、6月、7月と2回、日高川を考える会が開催されました。6月の開催につきましては上田副町長がみずから出席していただきまして、美浜町が抱えている川の問題、和田川、東裏川の内水被害について積極的に意見を申していただいているところがございます。それで、7月の現地視察につきましては、我々担当課のほうで、私と大星主幹と、それから担当者の方で現地視察に参加いたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） よくわかりました。

上田副町長も詳しいと私は聞いていたので、6月出ていただけたということは継続的な事業という意味では、この計画という意味ですけれども、よかったと、私は安心しました。ほかの内容はわかりました。

再々質問に入ります。

整備計画の大きな流れはよくわかりました。なぜ、先ほどのようなことを述べ、町長のご認識を再度お伺いしたかと申しますと、最終に町長への意見照会を得て策定されることになっているからです。本町には西川河川改修事業推進協議会があり、現在のところ、美化作業を主に活動されていますが、西川等修繕の際など県への要望の際には町に協力するなど長い間ご苦労されてきた方々がいらっしゃいます。先の副町長もしかりです。考える会のメンバーには、推進協議会の構成員の方もいらっしゃると聞きましたが、考える会の構成員を考える際に推進協議会から入れないのかと意見を言ったが、県からの人数に制限があるのでと言われたと聞きました。それならば、計画案ができた時点で推進協議会に案をおろし、意見を聞き、町長の最終意見の参考にしてもらうことはできないのでしょうか。そんな機会をもらったら、ぜひ協力したいという意見もありました。時間も限られていると思いますが、少し考えてみてください。

町長におかれましては、最終になります整備計画案へ意見を述べる機会には、ぜひ関係住民の切実な声として十分認識していただき、河川は県だから県にお任せではなく、せっかく今後20年間においての整備計画作成の機会ですので、町全体の課題を町長にしっかり把握していただき、熱意を持って再度詳しい事情を県にお伝えいただきたいと思います。その上で一刻も早く実施されるよう県に強く働きかけていただけるよう、切に切にお願い申し上げます。

町としても最も大きい課題の一つである日高川水系河川整備計画の作成が最終局面を迎え、町民は大変期待している反面、心配もしていると思います。最後に、再度町長の意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。龍神議員にお答えいたします。

前段でもご答弁させていただいたんですけれども、この日高川水系河川整備計画ということで言えば、やはり治安治水も重なっております。龍神議員がおっしゃるとおり、意気込みを持って今後とも取り組んでいくつもりでございますし、先ほどおっしゃった西川河川協議会の関係もあろうかと思っておりますけれども、いろんな形のご意見を集約しながら、またまとめて県のほうに進言していきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい。最後に、河川法の変更で新たな整備計画の策定に至ったわけですが、今回この問題を少し勉強しまして、西川の場合、私は、ため池や遊水池の設置などポンプ施設での排出計画がなくて大丈夫なのかなと思うのですが、皆様、どうお考えなさいますか。私は、今回このように考えました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木基次君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時十六分散会

再開は、明後日11日午前9時です。